

南越前町
第4次障がい者計画および
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

南越前町

ごあいさつ

町民の皆様には、日頃から町政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、本町では、「南越前町第4次障がい者計画および第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

障がい者を取りまくわが国の法制度は、令和3年に「障害者差別解消法」が改正され、その後、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行等日々変化しています。また、令和5年3月には「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とした障害者基本計画（第5次）が策定されています。

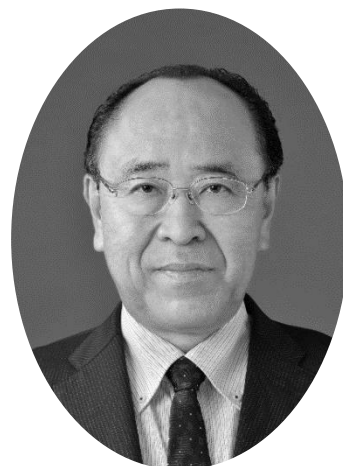
さらに、令和6年4月には、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることとなり、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための取り組みがより一層求められています。

本計画では、このような社会的な背景を踏まえつつ、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向を把握するとともに、策定委員会の場でいただきました貴重な御意見を踏まえた上で、「第4次障がい者計画」では6年間の障がい者施策の方針を、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」では3年間の福祉サービスの提供体制の方針を示しました。

本町では、本計画に掲げた施策・サービスの充実を進め、基本目標である「障がいがある・ないに関わらず 地域の中で思い合い・支え合い いつまでも安心して暮らせるまち」を目指します。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして御尽力を賜りました南越前町障害者計画等策定委員の皆様をはじめ、さまざまな方面から御協力をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月



南越前町長 岩倉光弘

も く じ

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 南越前町の概況	4
1 障がい者の状況.....	4
2 障がい者・障がい児アンケート.....	10
3 事業者アンケート.....	28
4 障がい福祉サービス等の進捗状況.....	30
第3章 計画の基本目標	43
1 基本目標.....	43
2 施策の柱.....	44
3 施策体系.....	45
第4章 具体的施策内容	46
施策の柱1 思い合い・支え合いの心を育む.....	46
施策の柱2 地域での活躍を促す.....	49
施策の柱3 一人ひとりの輝く未来を開く.....	51
施策の柱4 本人とその家族の健康と生活を守る.....	53
施策の柱5 安心・安全な環境を創る.....	57
第5章 障がい福祉計画（第7期）	59
1 令和8年度末までの障がい福祉サービスの成果目標.....	59
2 障がい福祉サービスの見込み量.....	63
第6章 障がい児福祉計画（第3期）	79
1 令和8年度末までの障がい児福祉サービスの成果目標.....	79
2 障がい児福祉サービスの見込み量.....	80

第7章 推進体制..... 82

- 1 町民・事業者・地域等との協働の推進 82
- 2 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援の実施..... 82
- 3 計画の達成状況の点検及び評価..... 82

資料編..... 83

- 1 策定経過 83
- 2 南越前町障害者計画等策定委員会設置要綱 84
- 3 南越前町障害者計画等策定委員名簿 86

「障がい」「障害」の表記について

一般的に漢字の「害」の字には否定的な意味があるため、「障害」という表記に差別感や不快感を感じる方がいらっしゃいます。このため本町では、以下の方針で「障がい」「障害」の表記を使い分けており、本計画でもこの方針に従います。

原則として、文脈から人の状態を表す場合に「障害」に代わり「障がい」の表記を用いることとします。ただし、人の状態を表現していない場合（障害物、電波障害等）または、法令や条例等に基づく場合（法令名、制度名、施設名等）もしくは固有名詞（事業名、団体名、医療用語、専門用語等）については、その語句のとおりとします。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成30年度に「南越前町第3次障害者計画および第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定、令和3年度には「南越前町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、「障害がある・ないに関わらず 地域の中で思い合い・支え合い いつまでも安心して暮らせるまち 南越前町」を基本目標として、障害の有無に関わらず、誰もが身近な地域でいつまでも暮らし続けることができる、思いやりと支え合いのまちづくりを進めてきました。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（令和3年6月に一部改正法が公布）され、さらに「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなどの法整備が進められており、令和5年度からは「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画（第5次）」が5年間の計画として示されています。

また、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境および施策は大きく変化しています。

本計画は、「第3次障害者計画」「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が令和5年度に終了年度となることを受け、新たな国の動向や、これまでの取り組みの成果と課題、障がいのある方のニーズ等を踏まえ、「南越前町第4次障がい者計画および第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）として策定しました。



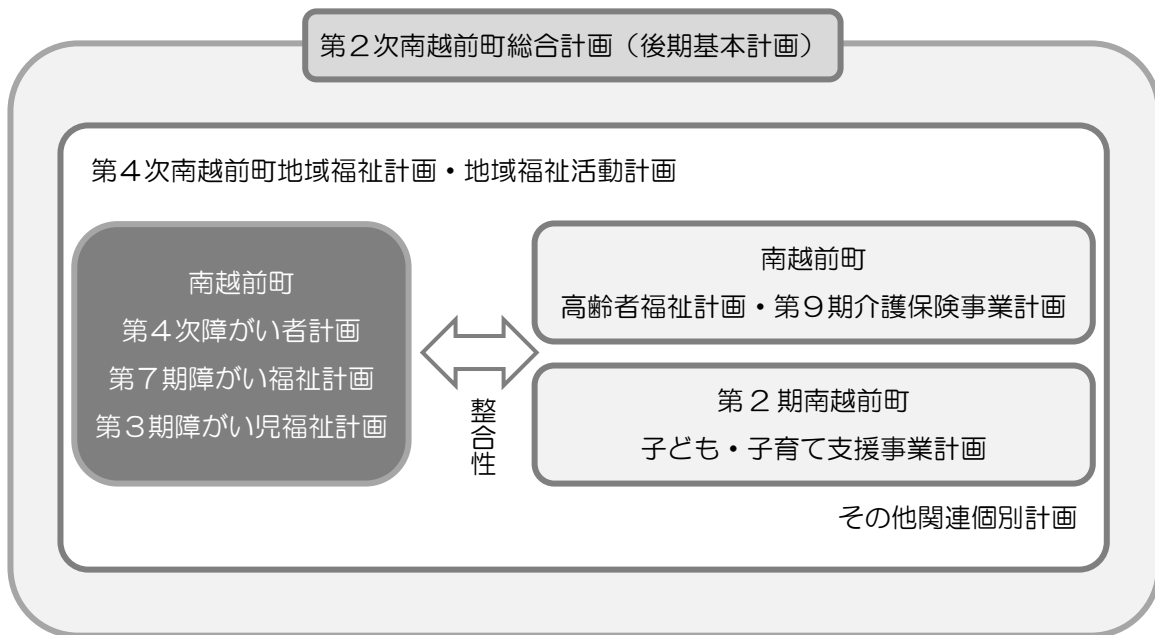


2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「第 4 次障がい者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「第 7 期障がい福祉計画」および児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「第 3 期障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

本計画は、「第 2 次南越前町総合計画（後期基本計画）」を最上位計画として位置づけるとともに、「第 4 次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画としています。「南越前町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」や「第 2 期南越前町子ども・子育て支援事業計画」等の個別分野計画との整合性を図り、各サービスや施策を推進していきます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とした計画です。「第4次障がい者計画」は令和11年度、「第7期障がい福祉計画」および「第3期障がい児福祉計画」は令和8年度までを計画期間としています。

■計画の期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
第4次障がい者計画	→						見直し
第7期障がい福祉計画	→			見直し	→		
第3期障がい児福祉計画	→			見直し	→		

4 計画の策定体制

●各種会議等での審議

計画策定にあたっては、各種調査の実施内容や結果、計画内容等を検討しました。

●障がい者・障がい児アンケート調査の実施

住民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向等をお伺いし、計画策定や施策推進の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

●事業者アンケート調査の実施

町内の障がいのある人の状況や課題、および障がい福祉サービスを提供する側の課題等を把握するため、町内に所在する障がい福祉サービス事業所（3か所）にアンケート調査を実施しました。

●これまでの計画の評価・検証の実施

現行計画の各施策・事業に関わる事項について、庁内関係各課や各関係機関に照会し、施策の現状や進捗状況等についての評価・検証を実施しました。





第2章 南越前町の概況

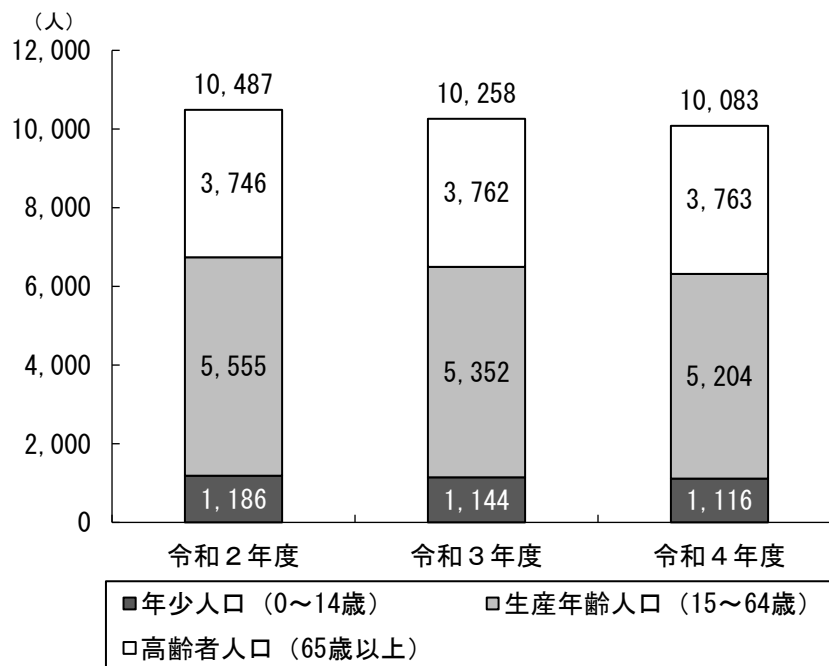
1 障がい者の状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は令和2年度以降減少を続けており、令和4年度では10,083人となっています。年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっています。

高齢者人口（65歳以上）は、令和2年度から令和3年度にかけて増加していますが、令和3年度以降はほぼ横ばいとなっています。

■年齢3区分別人口の推移



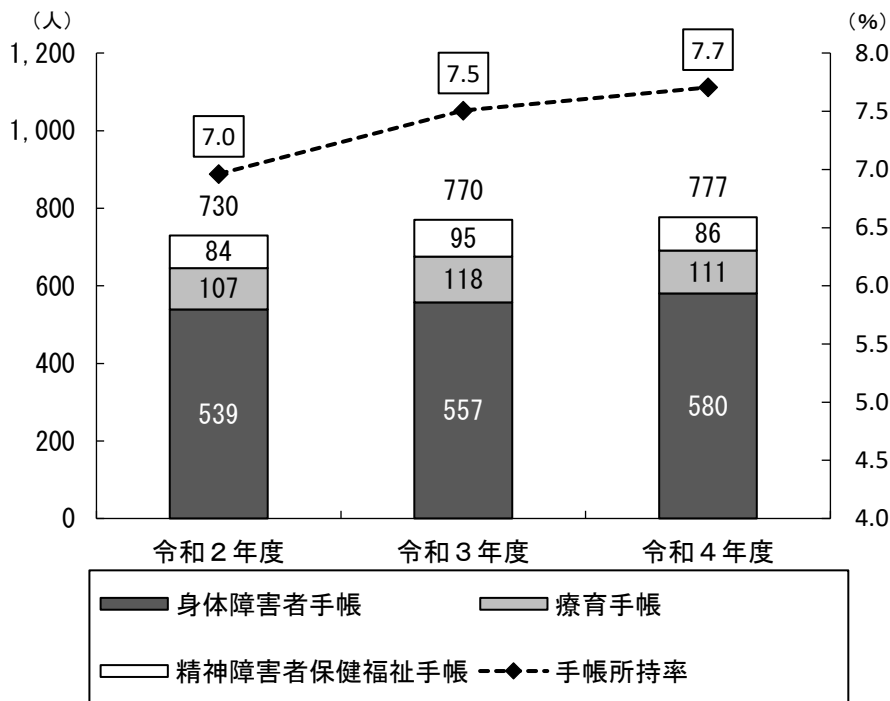
資料:住民基本台帳(各年度3月31日時点)

(2) 障害者手帳所持者数と手帳所持率の推移

本町における総人口に占める障害者手帳所持者数は令和2年度以降、増加傾向となっています。また、手帳所持率も増加傾向となっており、令和4年度は、手帳所持者数は777人、手帳所持率は7.7%となっています。

手帳別で見ると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳においては増減がみられるものの、身体障害者手帳においては増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数と手帳所持率の推移



資料:保健福祉課(各年度3月31日時点)



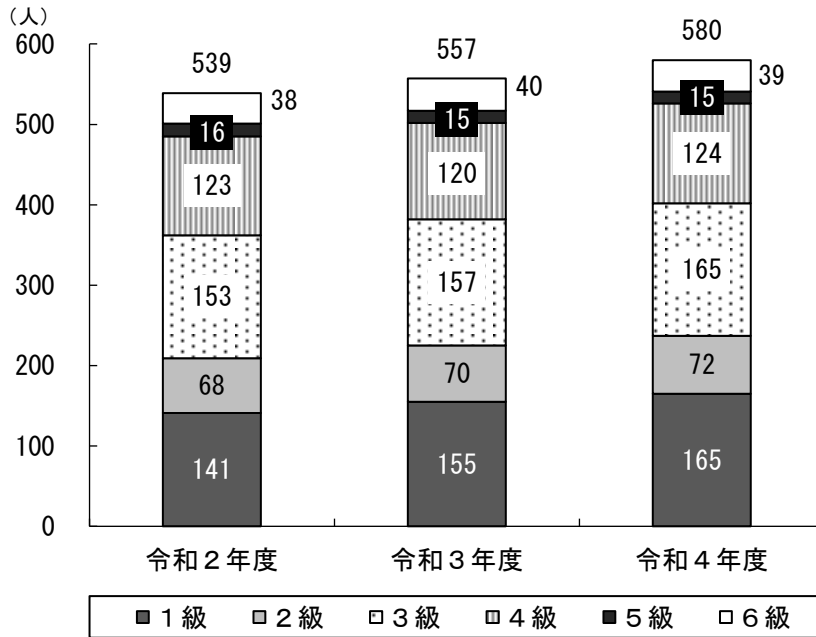


(3) 障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移

令和4年度の障がいの等級別身体障害者手帳所持者数をみると、1級・3級がともに165人で最も多く、次いで4級が124人となっています。

令和2年度以降の推移をみると、1級・2級・3級が増加傾向となっています。

■障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課(各年度3月31日時点)

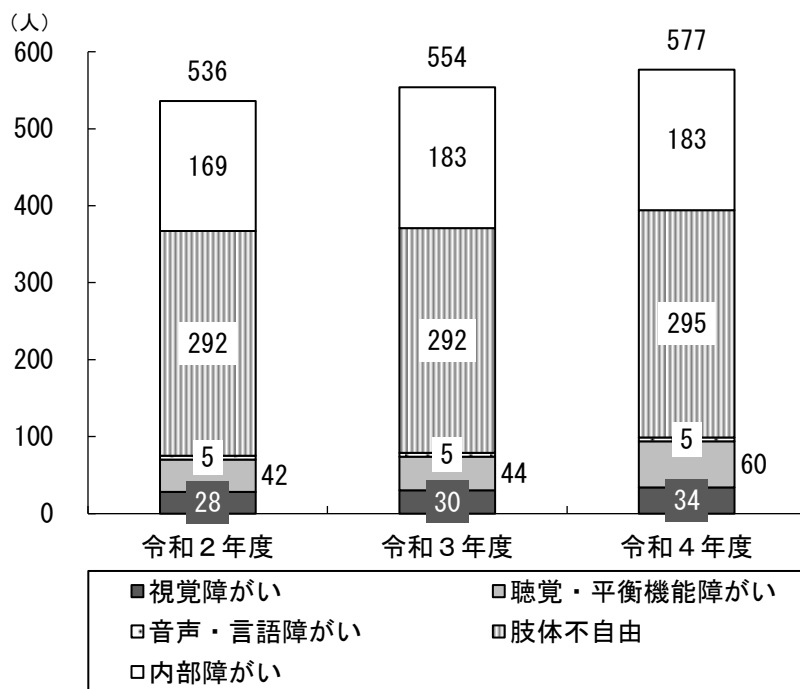


(4) 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

令和4年度の障がいの種類別身体障害者手帳所持者数をみると、「肢体不自由」が295人と最も多く、次いで「内部障がい」が183人、「聴覚・平衡機能障がい」が60人、「視覚障がい」が34人、「音声・言語障がい」が5人となっています。

令和2年度以降の推移をみると、「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」「肢体不自由」「内部障がい」において増加傾向で推移しています。

■障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課(各年度3月31日時点)

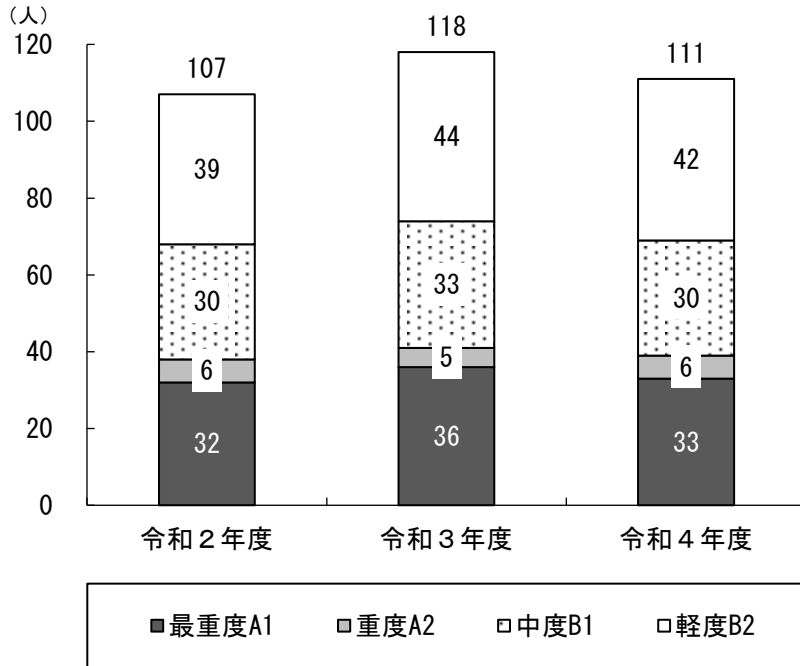




(5) 障がいの等級別療育手帳所持者数の推移

令和4年度の等級別療育手帳所持者数をみると、「軽度B2」が42人と最も多く、次いで「最重度A1」が33人、「中度B1」が30人、「重度A2」が6人となっています。

■障がいの等級別療育手帳所持者数の推移

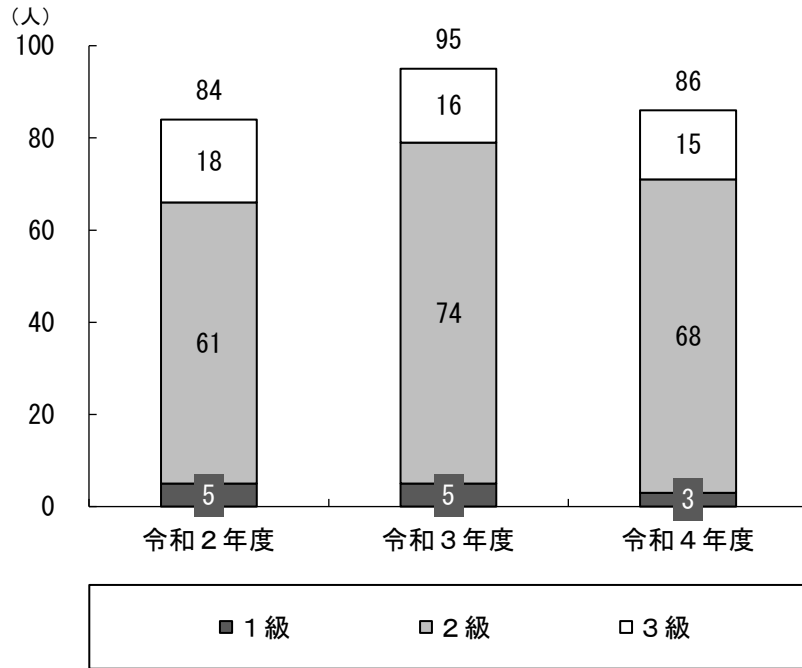


資料:保健福祉課(各年度3月31日時点)

(6) 障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和4年度の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、「2級」が68人と最も多く、次いで「3級」が15人、「1級」が3人となっています。

■障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課(各年度3月31日時点)





2 障がい者・障がい児アンケート

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたり、住民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向等をお伺いし、計画策定や施策推進の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

●調査対象者

- ・障がい者：本町の障がいに関する手帳をお持ちの方
- ・障がい児：本町の障がいに関する手帳をお持ちの方で18歳未満の方

●調査期間

- ・令和5年9月

●調査方法

- ・郵送配布、郵送回収

●調査票の回収状況

	標本数 (件)	有効回収数 (件)	回収率 (%)
障がい者	580	295	50.9%
障がい児	28	18	64.3%

(参考：前回調査のアンケート回収結果)

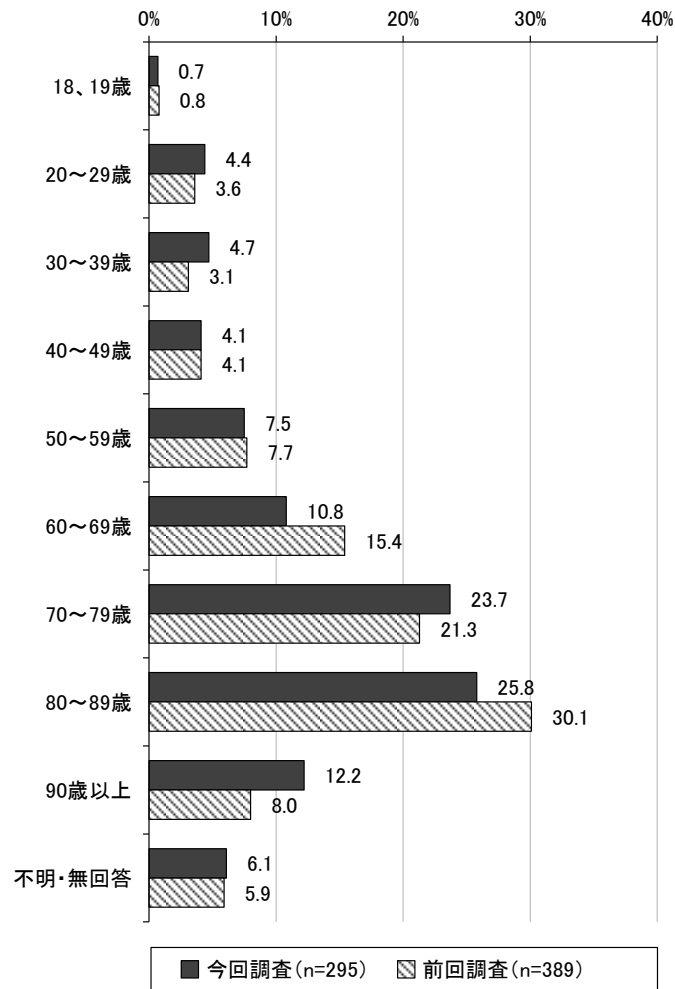
	標本数 (件)	有効回収数 (件)	回収率 (%)
障がい者	740	389	52.6%
障がい児	13	8	61.5%

(2) 調査結果

1. 障がい者（18歳以上）

年齢についてみると、「80～89歳」が25.8%と最も高く、次いで「70～79歳」が23.7%、「90歳以上」が12.2%となっています。

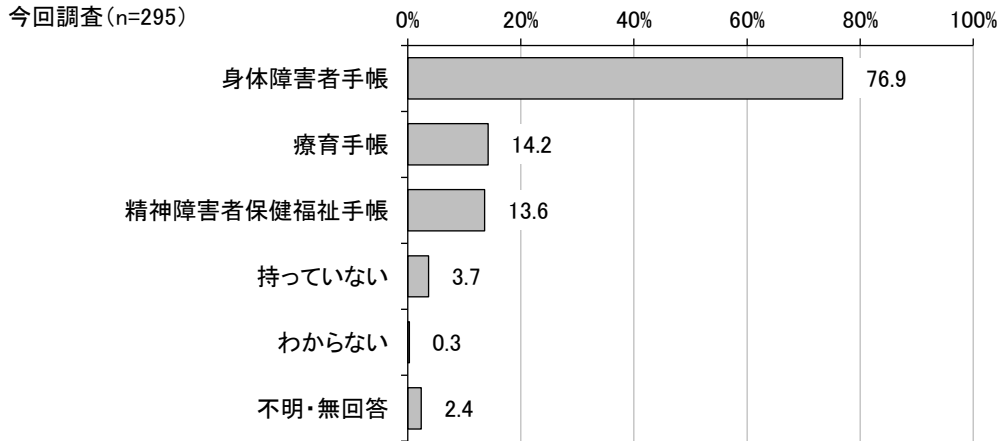
■回答者の年齢(問2)





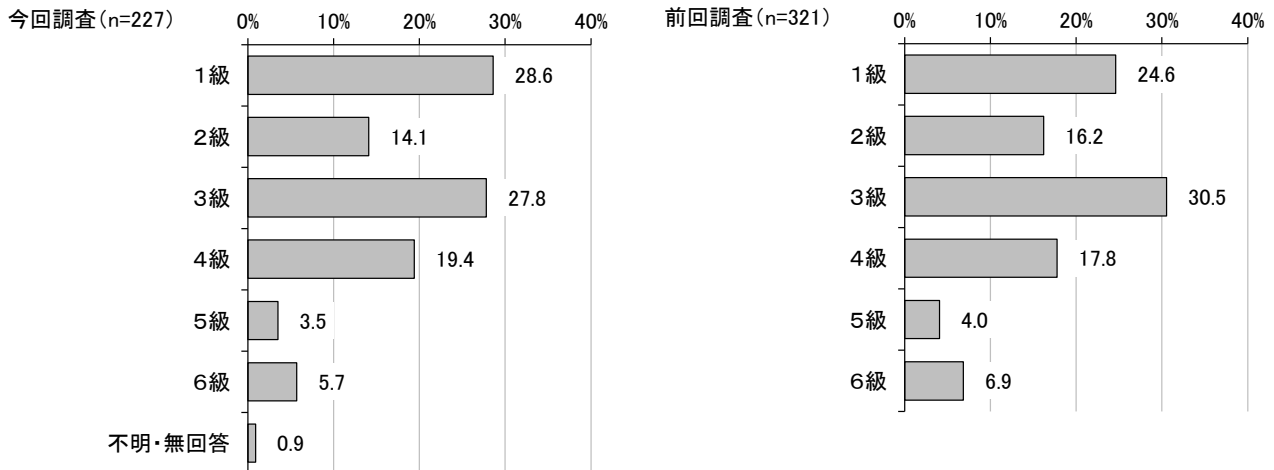
手帳の種類についてみると、「身体障害者手帳」が76.9%と最も高く、次いで「療育手帳」が14.2%、「精神障害者保健福祉手帳」が13.6%となっています。

■手帳の有無(問4)



身体障害者手帳の等級についてみると、「1級」が28.6%と最も高く、次いで「3級」が27.8%、「4級」が19.4%となっています。

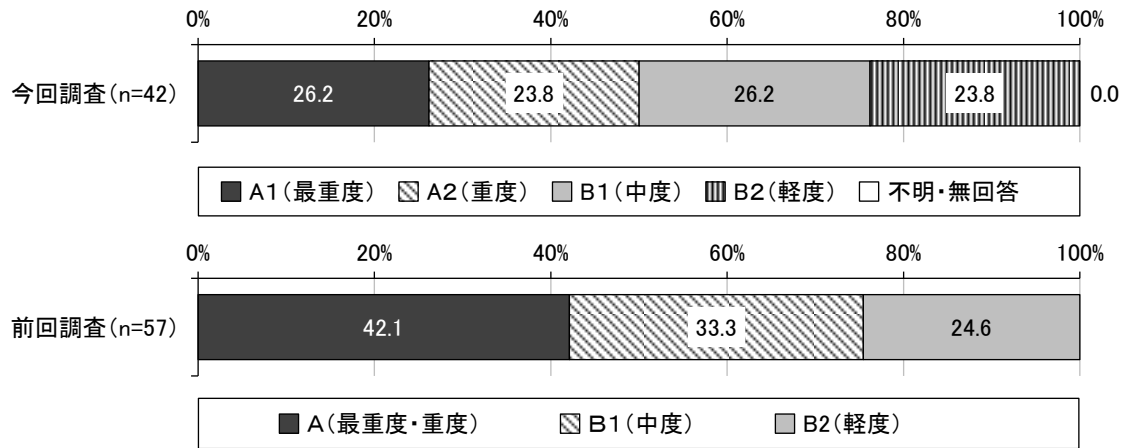
■身体障害者手帳の等級(問4)



※前回調査は「持っていない」「不明・無回答」を除く
前回調査の設問：あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。

療育手帳の判定についてみると、「A1（最重度）」「B1（中度）」が26.2%と最も高く、次いで「A2（重度）」「B2（軽度）」が23.8%となっています。

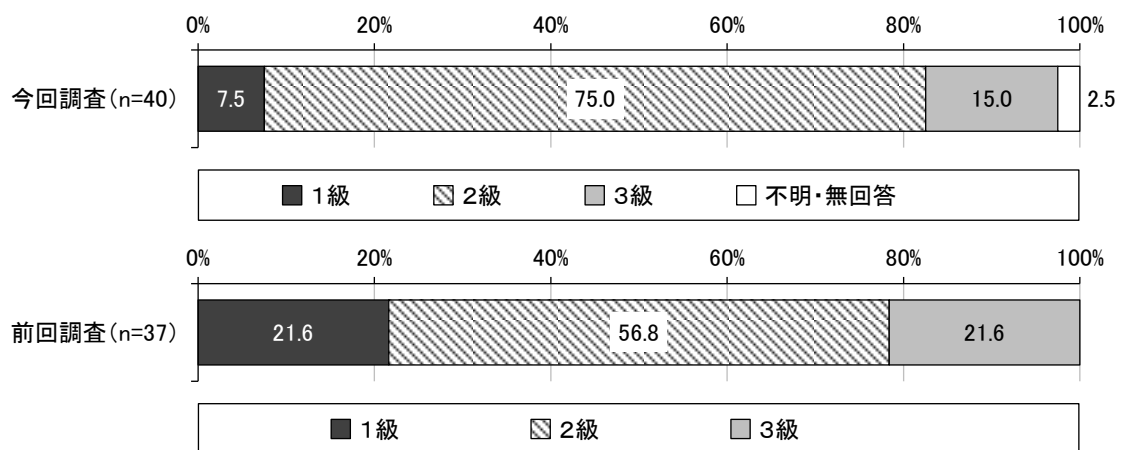
■療育手帳の判定(問4)



※前回調査は「持っていない」「不明・無回答」を除く
 前回調査の設問：あなたは療育手帳をお持ちですか。

精神障害者保健福祉手帳の等級についてみると、「2級」が75.0%と最も高く、次いで「3級」が15.0%、「1級」が7.5%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳の等級(問4)



※前回調査は「持っていない」「不明・無回答」を除く
 前回調査の設問：あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちです

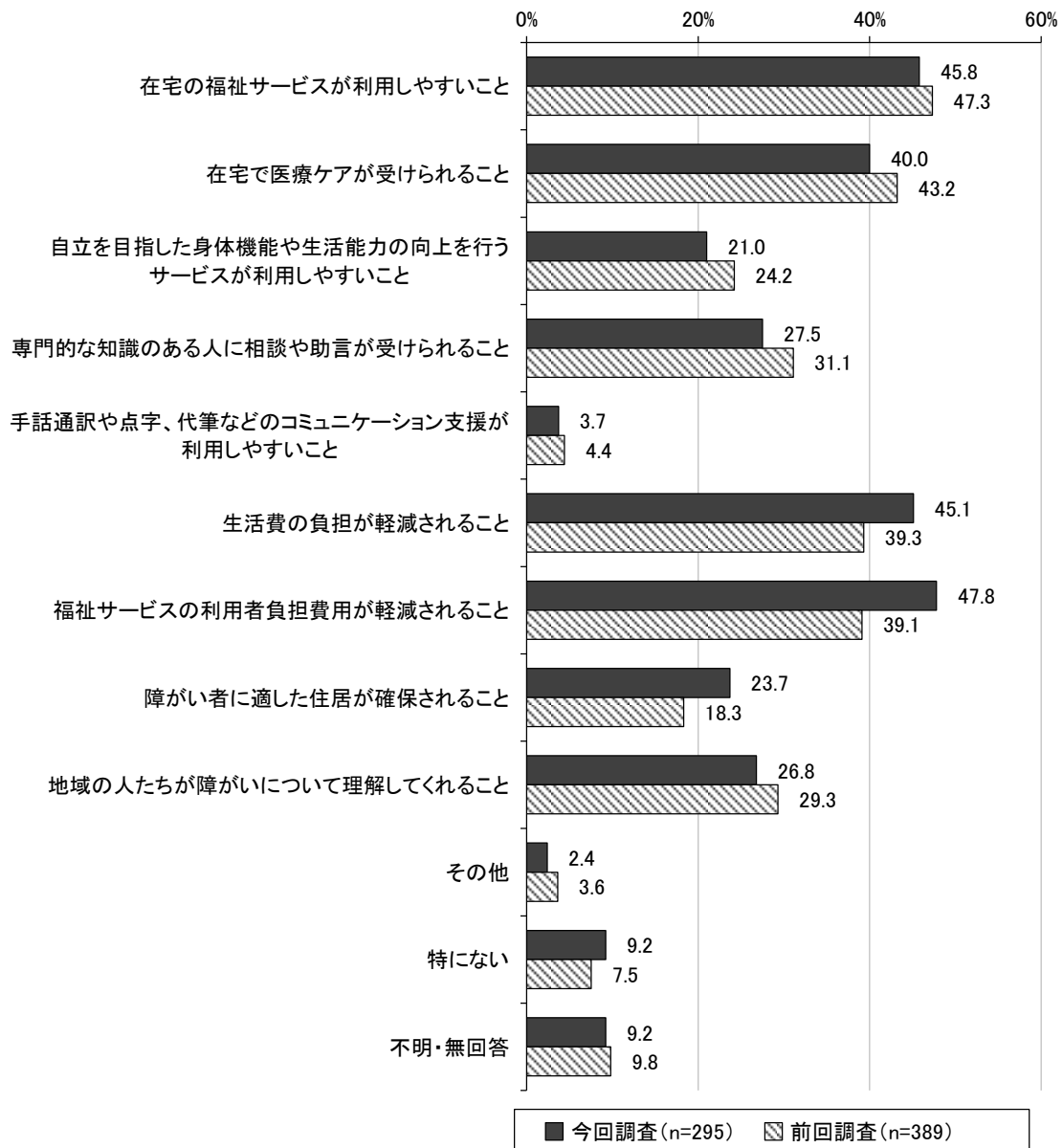




地域で生活するために必要なことについてみると、「福祉サービスの利用者負担費用が軽減されること」が47.8%と最も高く、次いで「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」が45.8%、「生活費の負担が軽減されること」が45.1%となっています。

前回調査と比較すると、「福祉サービスの利用者負担費用が軽減されること」が8.7ポイント、「生活費の負担が軽減されること」が5.8ポイント、「障がい者に適した住居が確保されること」が5.4ポイント高くなっています。

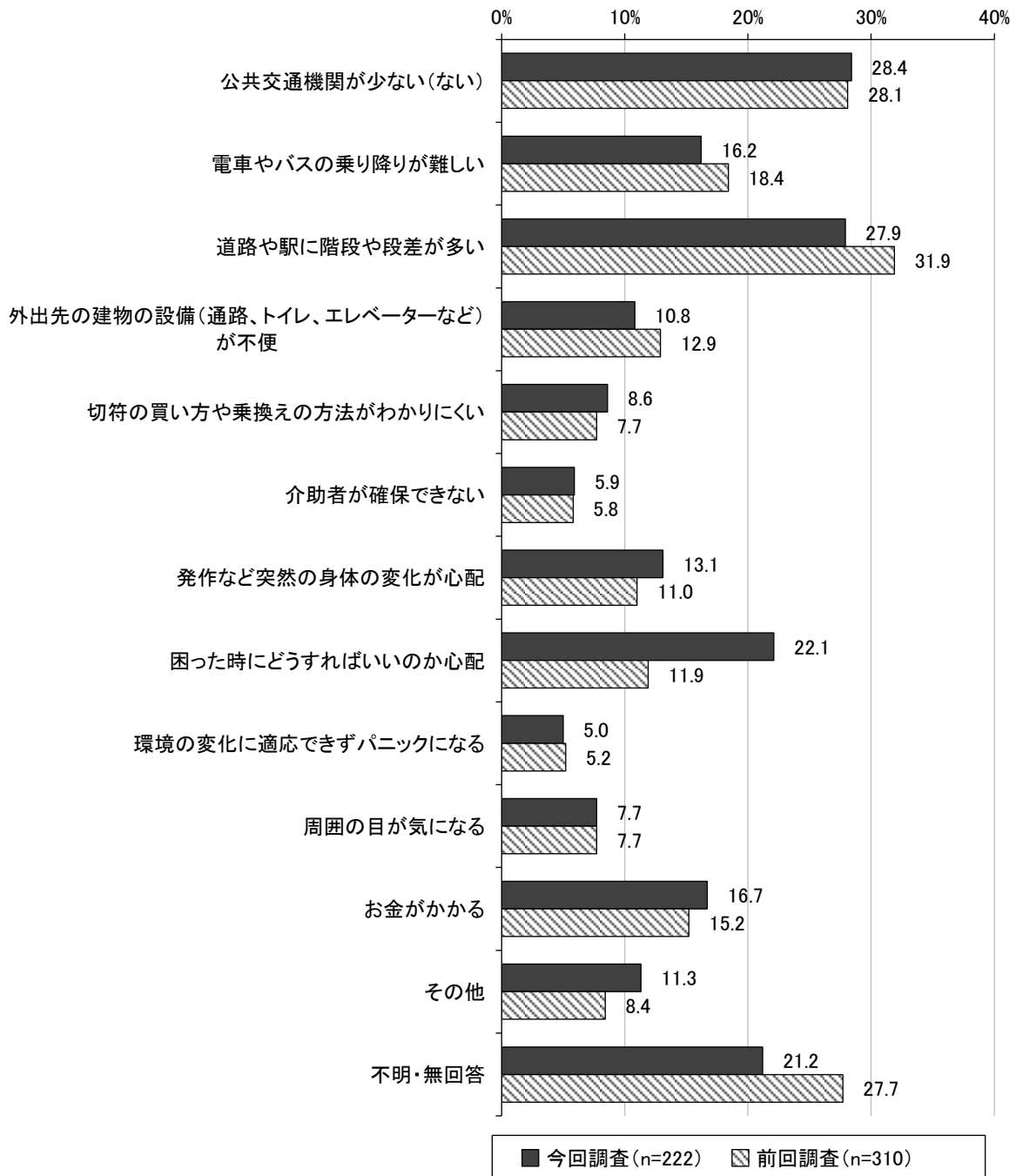
■ 地域で生活するために必要なこと(問 11)



外出する時に困ることについてみると、「公共交通機関が少ない(ない)」が28.4%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が27.9%、「困った時にどうすればいいのか心配」が22.1%となっています。

前回調査と比較すると、「困った時にどうすればいいのか心配」が10.2ポイント高くなっています。

■【外出される方のみ】外出時の困りごと(問 13-4)

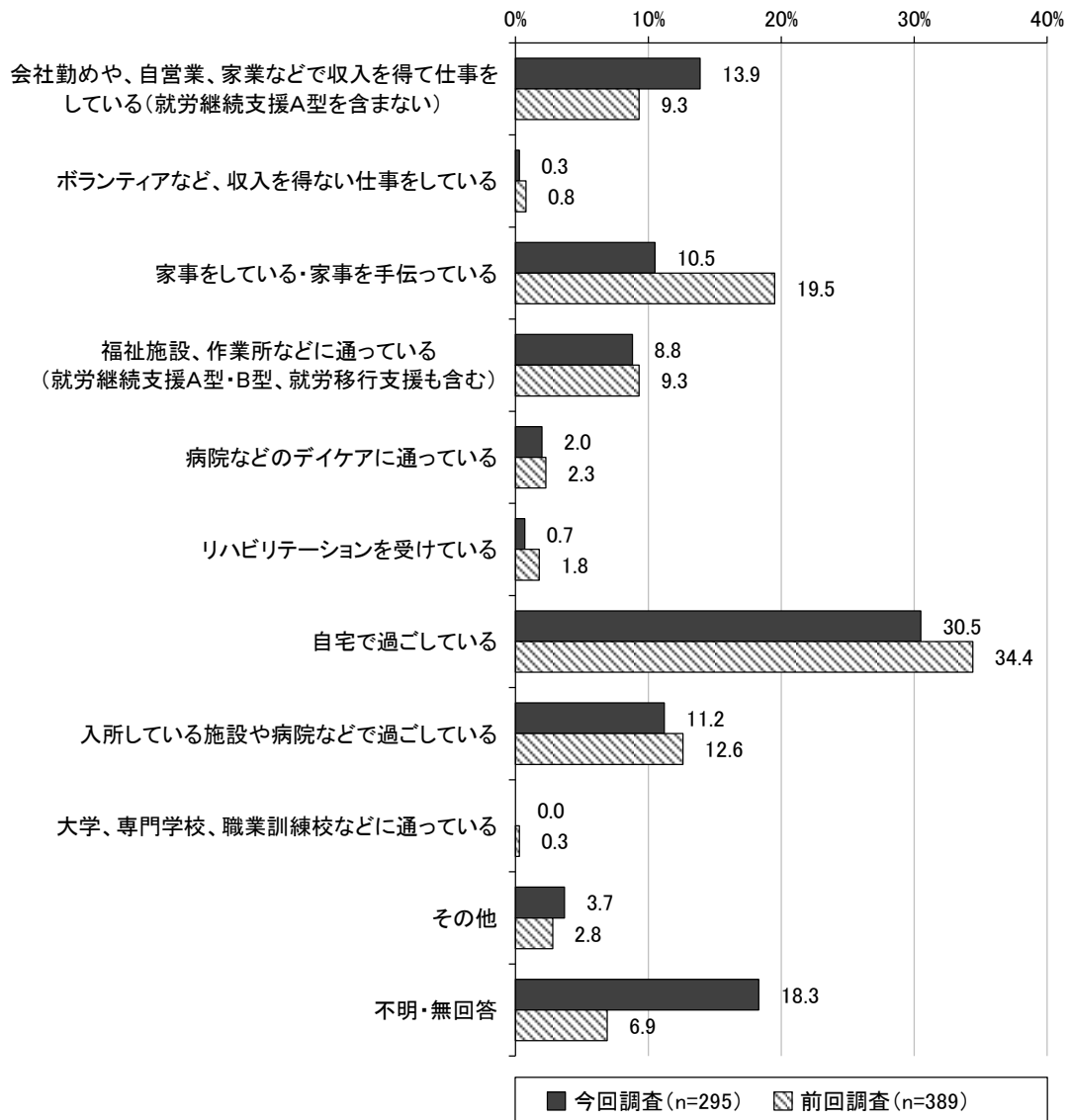




平日の日中を主にどこでどのように過ごしているかについてみると、「自宅で過ごしている」が30.5%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている（就労継続支援A型を含まない）」が13.9%、「入所している施設や病院などで過ごしている」が11.2%となっています。

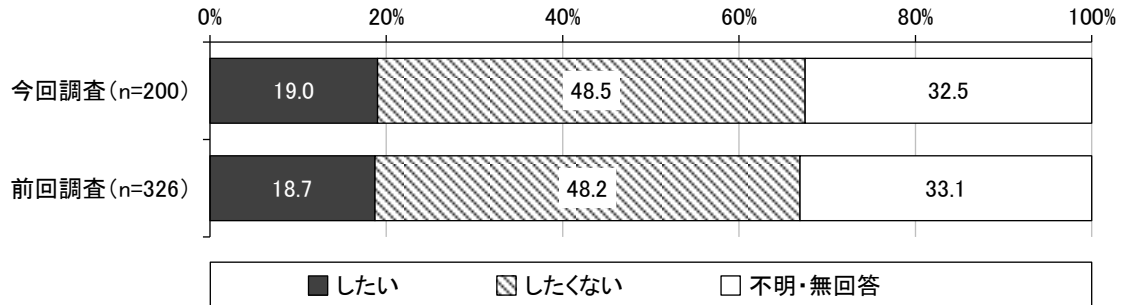
前回調査と比較すると、「家事をしている・家事を手伝っている」が9.0ポイント低くなっています。

■平日日中の過ごし方(問 14)



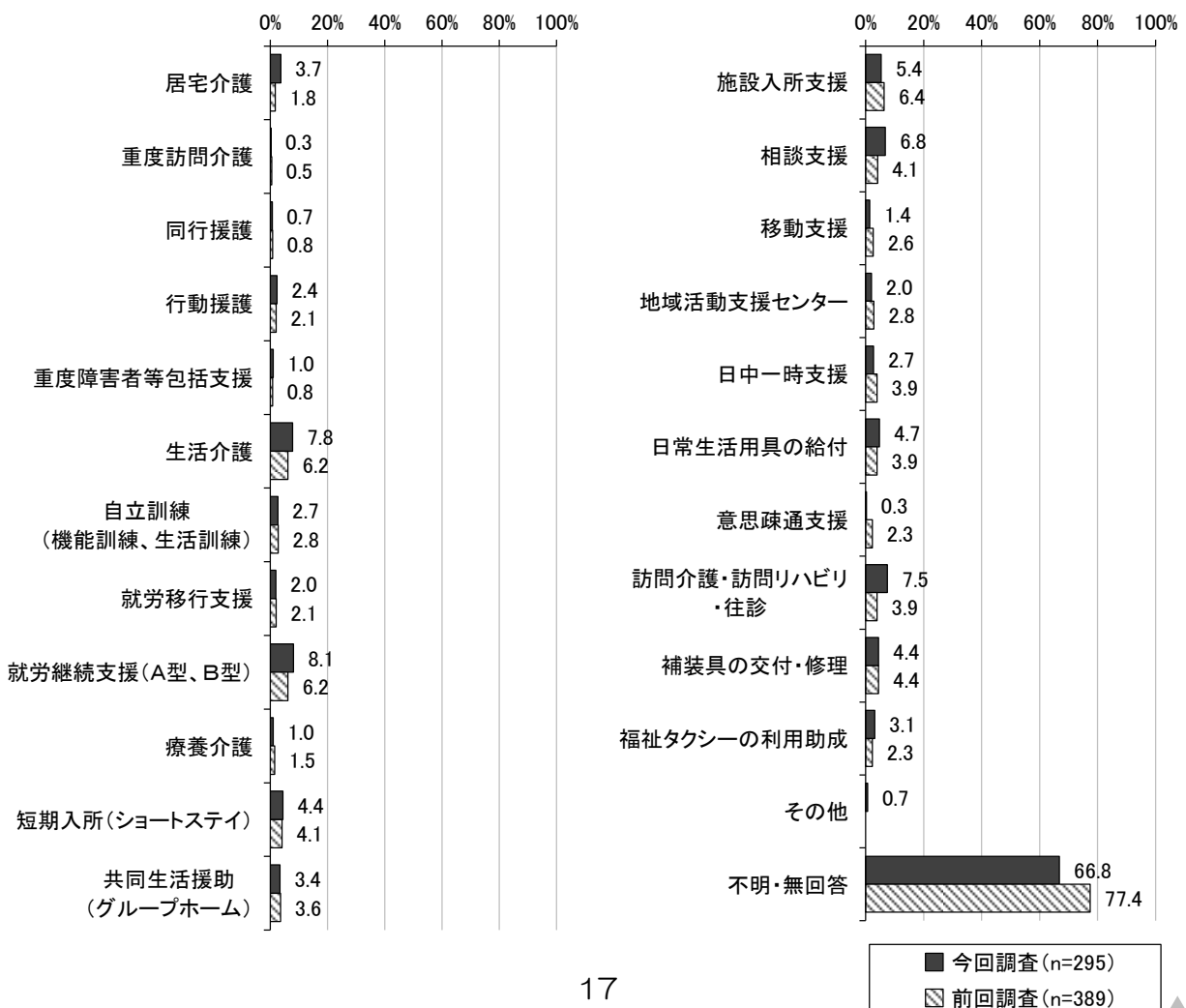
今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについてみると、「したい」が19.0%、「したくない」が48.5%となっています。

■【現在、収入のある仕事をされていない方のみ】就労意向(問 14-3)



現在利用しているサービスについてみると、「就労継続支援（A型、B型）」が8.1%と最も高く、次いで「生活介護」が7.8%、「訪問介護・訪問リハビリ・往診」が7.5%となっています。

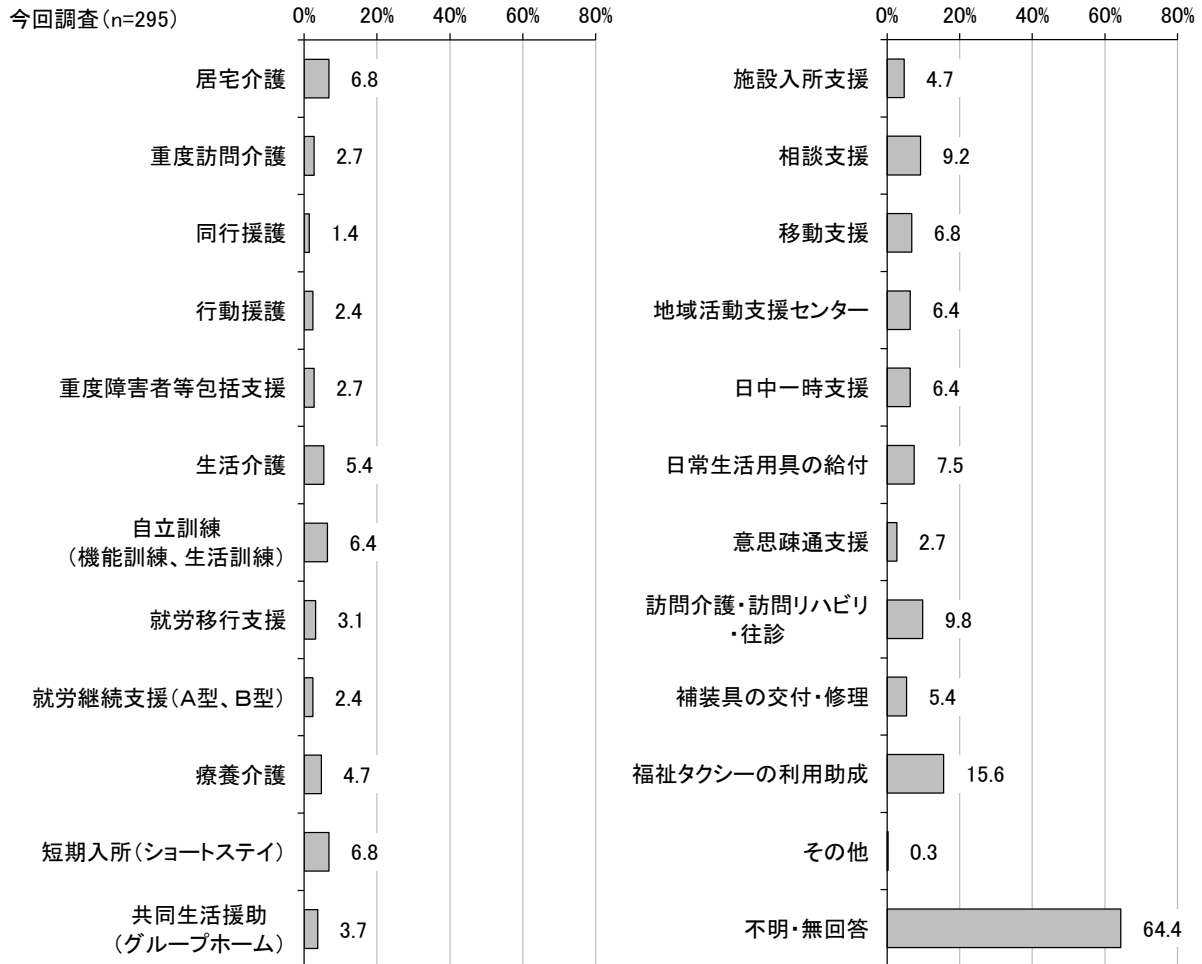
■現在利用しているサービス(問 19)





今後利用したいサービスについてみると、「福祉タクシーの利用助成」が15.6%と最も高く、次いで「訪問介護・訪問リハビリ・往診」が9.8%、「相談支援」が9.2%となっています。

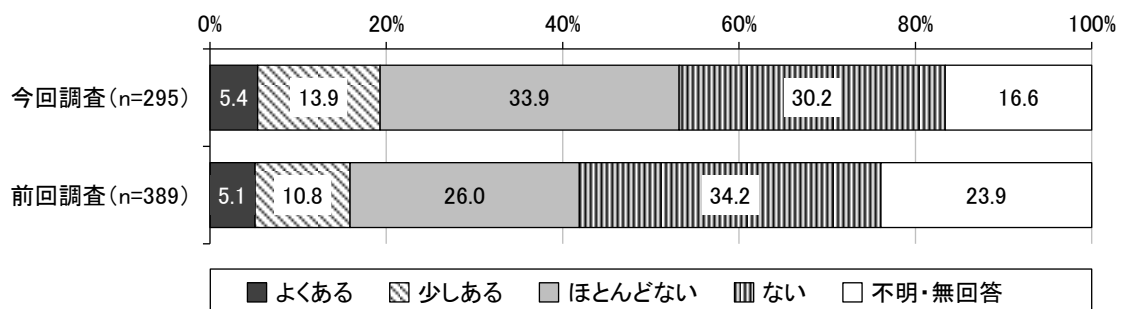
■今後利用したいサービス(問 19)



障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについてみると、「ほとんどない」が33.9%と最も高く、次いで「ない」が30.2%、「少しある」が13.9%となっています。

前回調査と比較すると、「ほとんどない」が7.9ポイント高くなっています。

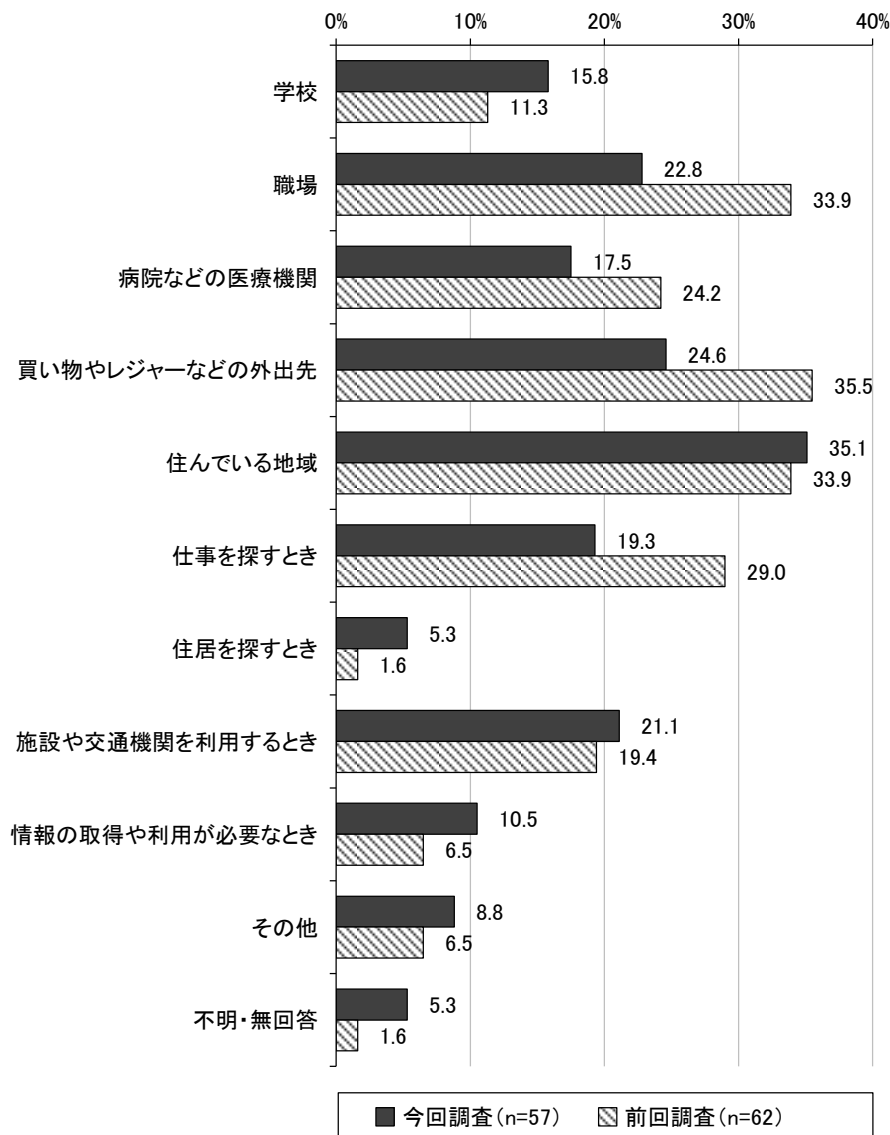
■差別や嫌な思いをする(した)こと(問 23)



差別や嫌な思いをした場所や場面についてみると、「住んでいる地域」が35.1%と最も高く、次いで「買い物やレジャーなどの外出先」が24.6%、「職場」が22.8%となっています。

前回調査と比較すると、「職場」が11.1ポイント、「買い物やレジャーなどの外出先」が10.9ポイント、「仕事を探すとき」が9.7ポイント、「病院などの医療機関」が6.7ポイント低くなっています。

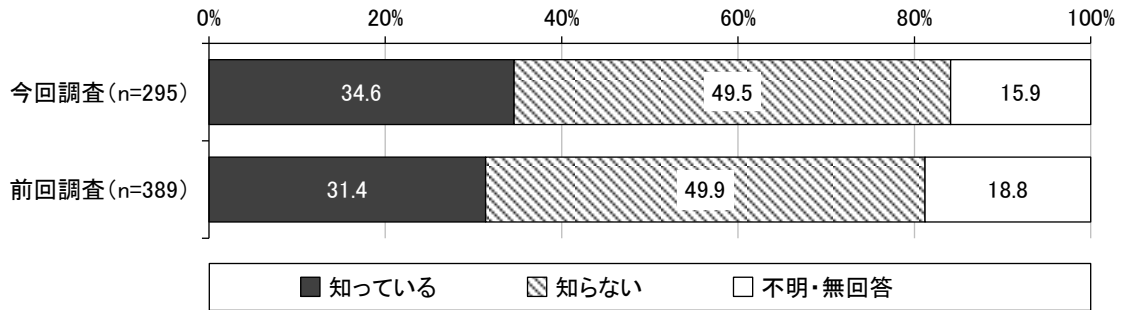
■【差別や嫌な思いをした方のみ】差別や嫌な思いをした場所・場面(問 23-1)





お住まいの福祉避難所を知っているかについてみると、「知っている」が34.6%、「知らない」が49.5%となっています。

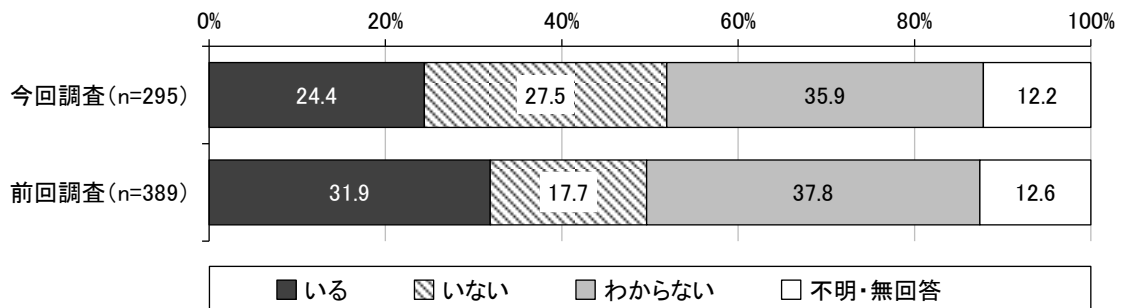
■福祉避難所の認知度(問 28)



家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいるかについてみると、「わからない」が35.9%と最も高く、次いで「いない」が27.5%、「いる」が24.4%となっています。

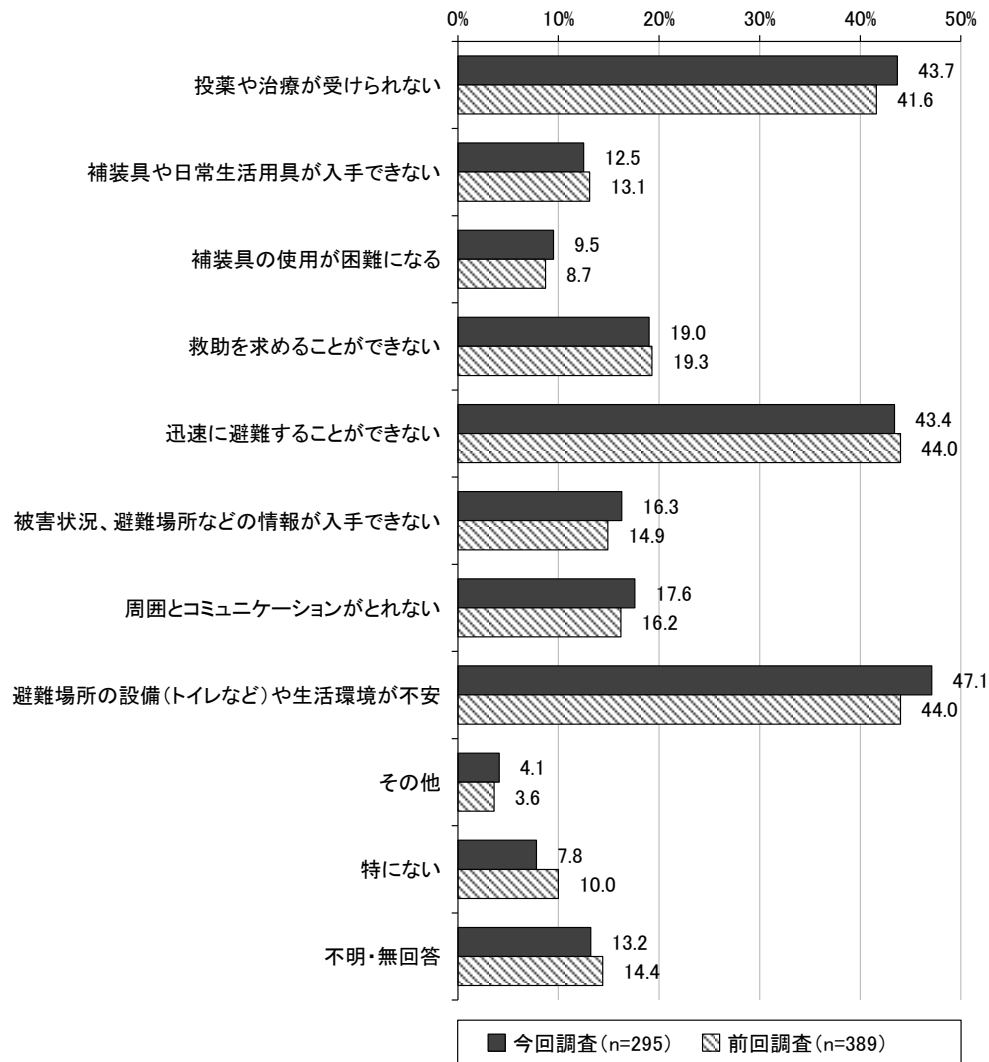
前回調査と比較すると、「いない」が9.8ポイント高く、「いる」が7.5ポイント低くなっています。

■災害時における近隣住民の援助(問 30)



火事や地震などの災害時に不安を感じるについてみると、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が47.1%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が43.7%、「迅速に避難することができない」が43.4%となっています。

■災害時の不安(問 31)



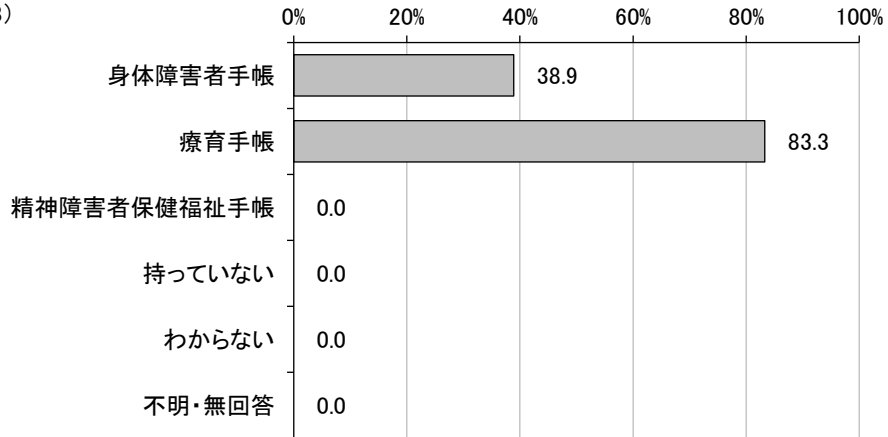


2. 障がい児（18歳未満）

手帳の種類についてみると、「療育手帳」が83.3%と最も高く、次いで「身体障害者手帳」が38.9%となっています。

■手帳の有無(問6)

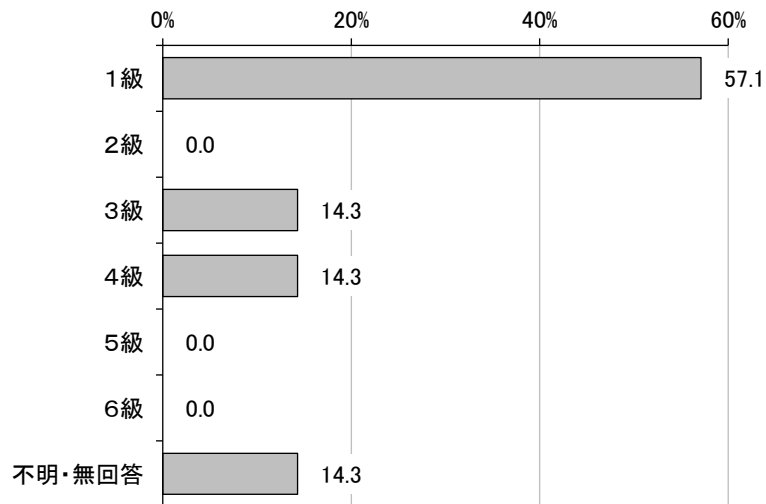
全体(n=18)



身体障害者手帳の等級についてみると、「1級」が57.1%と最も高く、次いで「3級」「4級」が14.3%となっています。

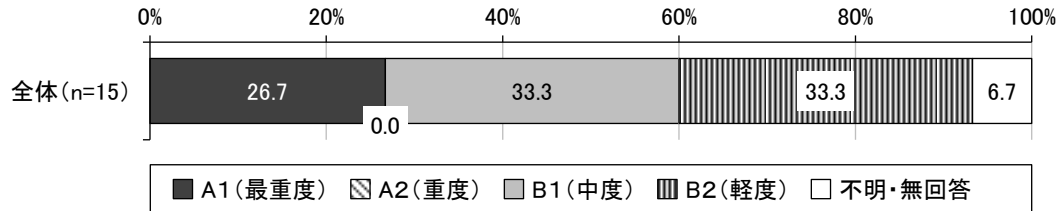
■身体障害者手帳の等級(問6)

全体(n=7)



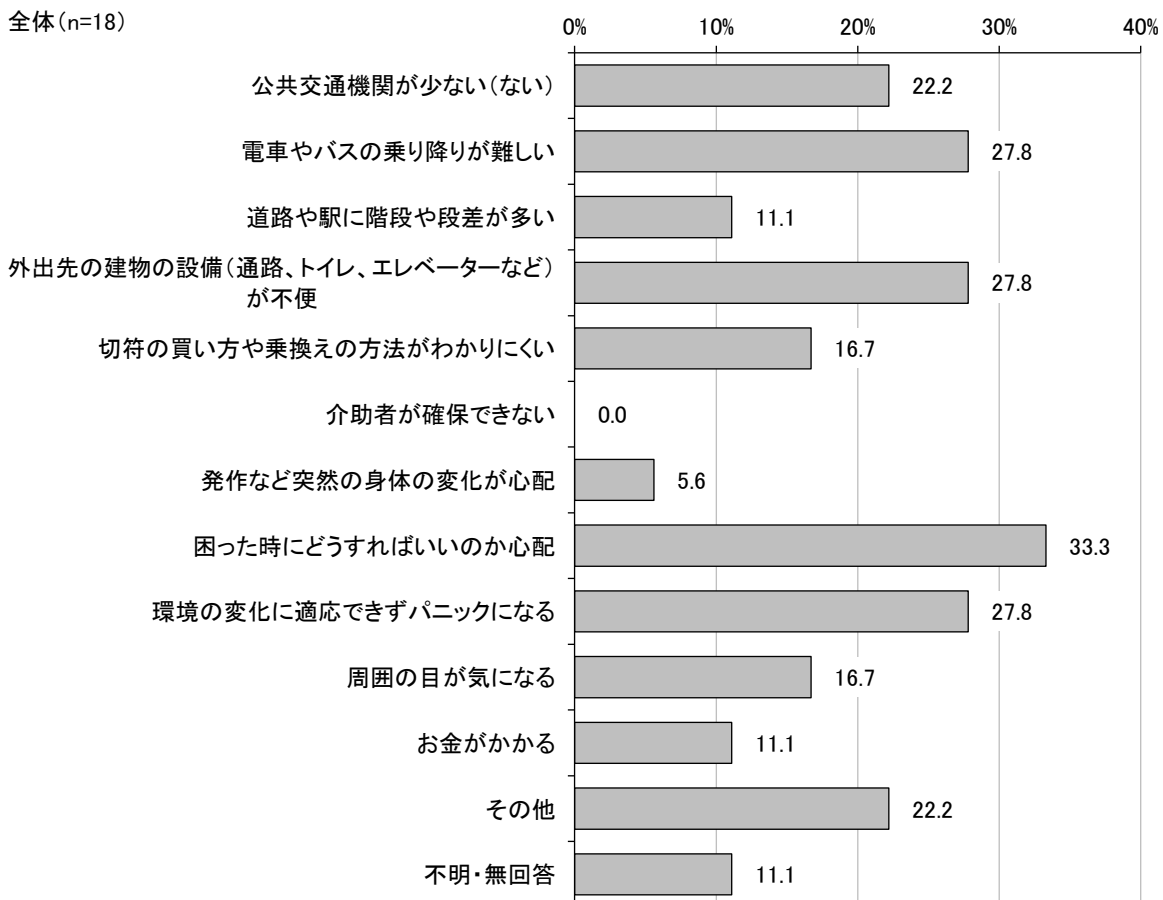
療育手帳の判定についてみると、「B1（中度）」「B2（軽度）」が33.3%と最も高く、次いで「A1（最重度）」が26.7%となっています。

■療育手帳の判定(問6)



外出する時に困ることについてみると、「困った時にどうすればいいのか心配」が33.3%と最も高く、次いで「電車やバスの乗り降りが難しい」「外出先の建物の設備（通路、トイレ、エレベーターなど）が不便」「環境の変化に適応できずパニックになる」が27.8%、「公共交通機関が少ない（ない）」が22.2%となっています。

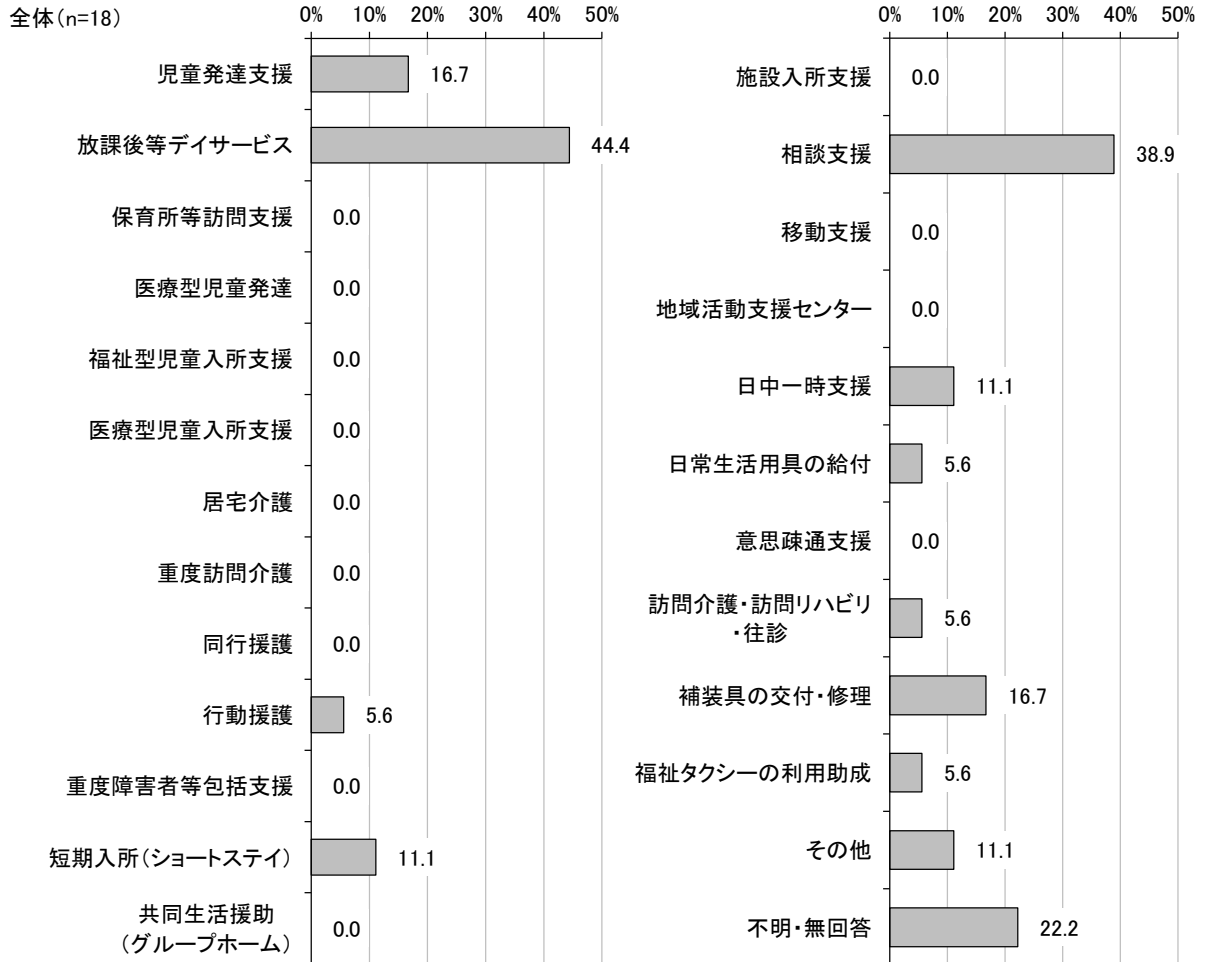
■【外出される方のみ】外出時の困りごと(問9-4)





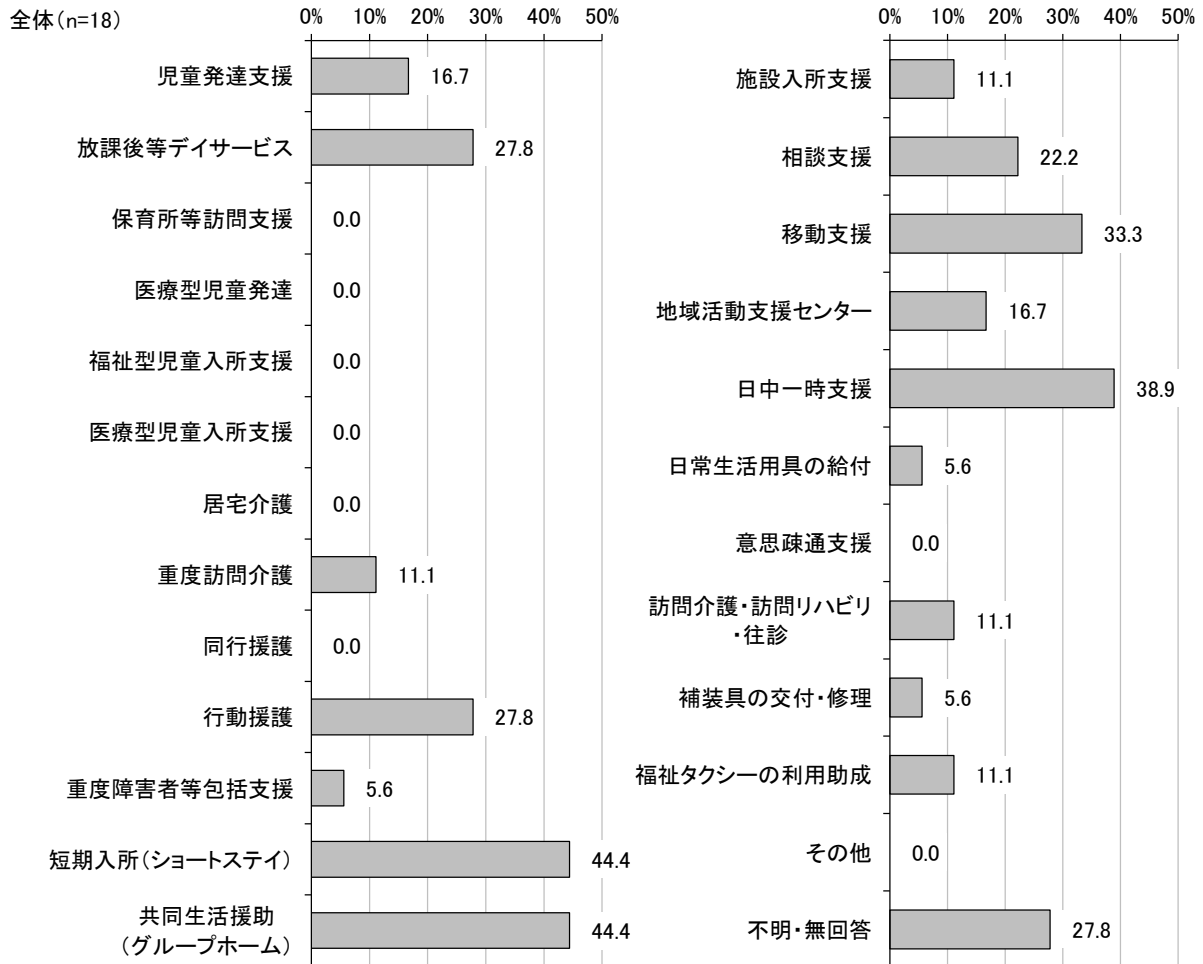
現在利用しているサービスについてみると、「放課後等デイサービス」が44.4%と最も高く、次いで「相談支援」が38.9%、「児童発達支援」「補装具の交付・修理」が16.7%となっています。

■現在利用しているサービス(問 10)



今後利用したいサービスについてみると、「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」が44.4%と最も高く、次いで「日中一時支援」が38.9%、「移動支援」が33.3%となっています。

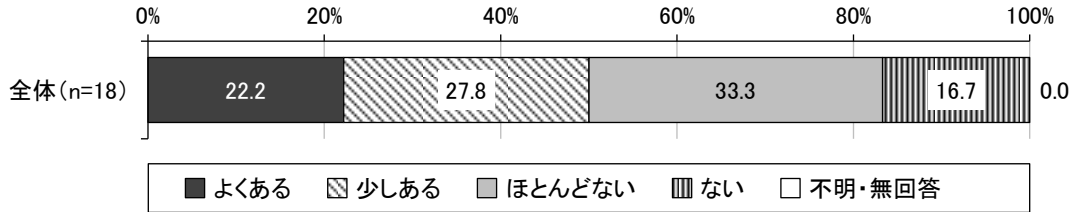
■ 今後利用したいサービス(問 10)





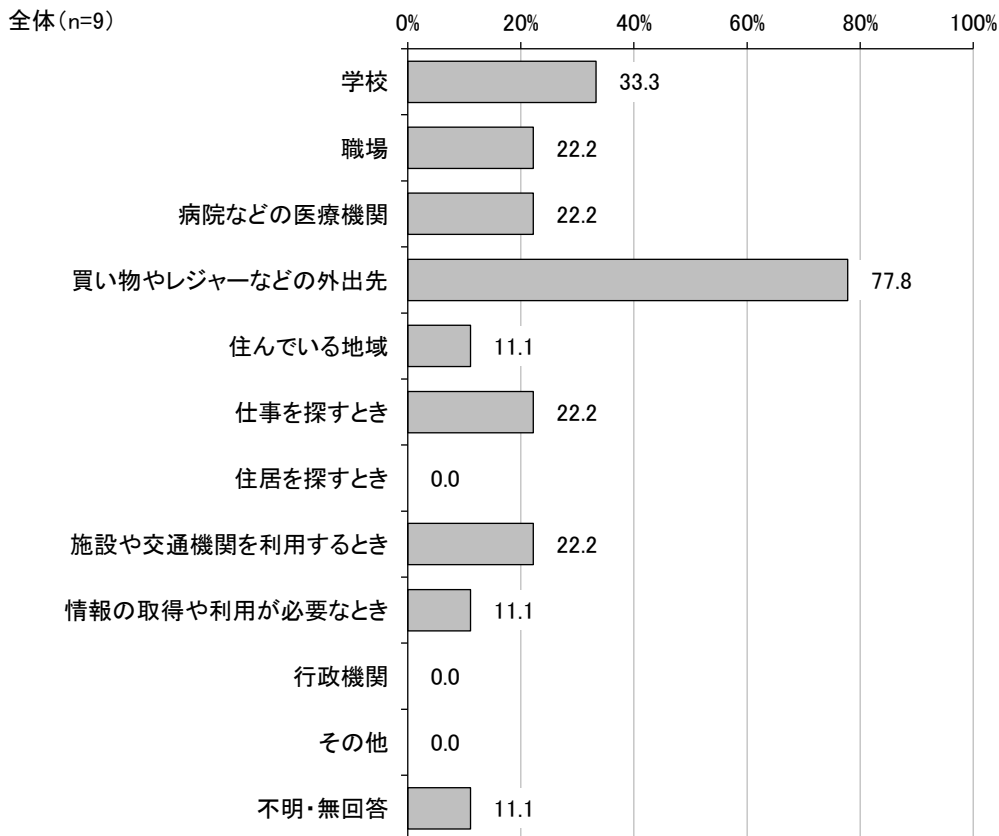
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについてみると、「ほとんどない」が33.3%と最も高く、次いで「少しある」が27.8%、「よくある」が22.2%となっています。

■差別や嫌な思いをする(した)こと(問 15)



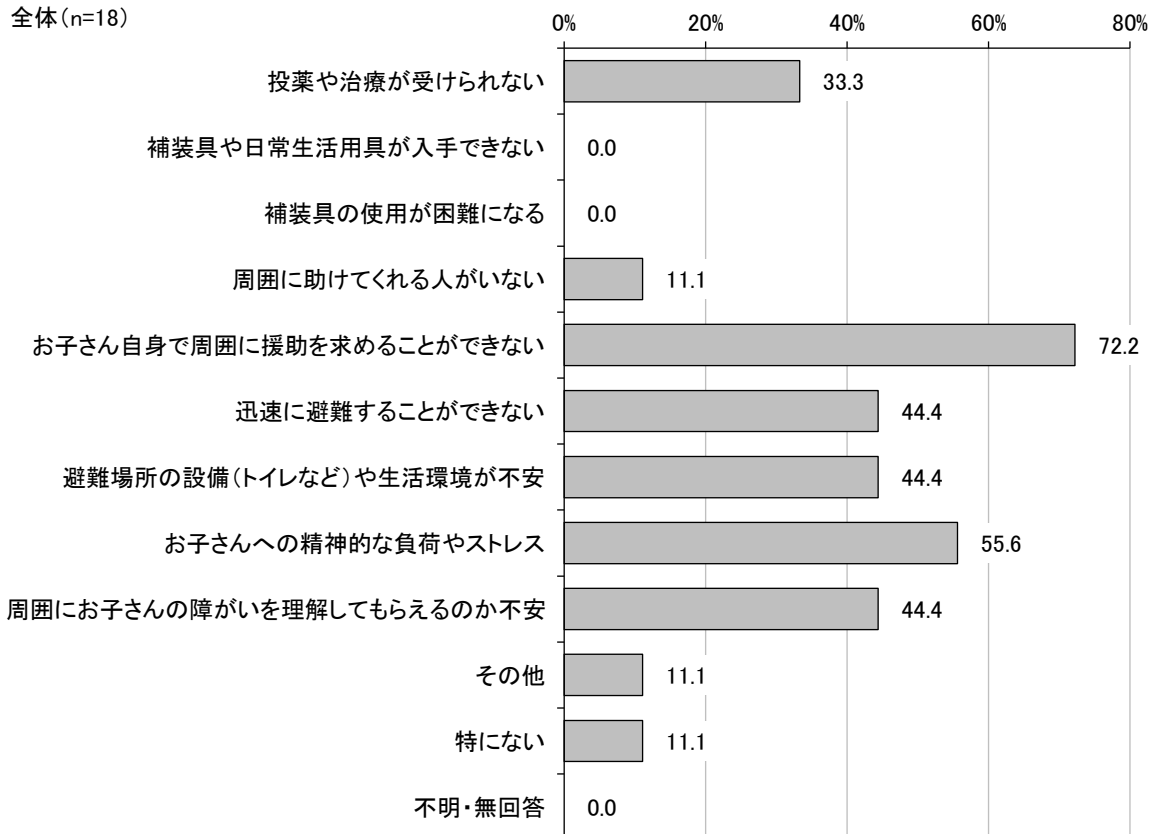
差別や嫌な思いをした場所や場面についてみると、「買い物やレジャーなどの外出先」が77.8%と最も高く、次いで「学校」が33.3%となっています。

■【差別や嫌な思いをした方のみ】差別や嫌な思いをした場所・場面(問 15-1)



火事や地震などの災害時に、お子さんの援護で不安を感じるについてみると、「お子さん自身で周囲に援助を求めることができない」が72.2%と最も高く、次いで「お子さんへの精神的な負荷やストレス」が55.6%、「迅速に避難することができない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「周囲にお子さんの障がいを理解してもらえるのか不安」が44.4%となっています。

■災害時の不安(問 22)





3 事業者アンケート

(1) 調査概要

町内の障がいのある人の状況や課題、および障がい福祉サービスを提供する側の課題等を把握するため、町内に所在する障がい福祉サービス事業所（3か所）にアンケート調査を実施しました。

(2) 主要意見

アンケートに記載いただいた意見の一部を抜粋して掲載します。なお、掲載内容は、意味が変わらない程度に文言・表現を変更している場合があります。

障がいのある人が日常生活や社会参加するなかで、以前に比べて生活しやすくなったと思うこと。
●「道の駅 南えちぜん山海里」ができ、働く機会や事業所の販売の機会が増えたと思う。
●町内事業所の認知度が上がり、地域住民からの声かけや手助けが増えた。
●地域住民の障がいに対する理解があり、地域生活や行事参加が以前よりも活動しやすくなった。

障がいのある人がこれからも地域で生活していくために不安に感じること。
●車を持たない人に対する移動手段の確保。
●雪害や土砂崩れ等の災害による孤立。
●施設職員（特に若い世代）の確保が難しい。
●親亡き後の支援の充実。

障がいのある人の就労や地域生活の課題・提案について。	
就労	●事業所の増加や、一般の会社・企業での雇用拡大。 ●就労施設で働いている利用者家族が、主となり就労について考えているため、利用者が安心している。
地域生活	●ひきこもりや 8050 問題に直面されている方への調査と課題解決が必要。 ●今庄地区や河野地区の障がいのある人への合理的配慮の検討。 ●公共交通機関におけるバリアフリーの充実。

障害福祉施策・事業（サービス）についての課題・提案について。

- 地域生活支援事業の取り組みの活性化と移動手段の問題、地域性を取り入れた活動を政策化していただきたい。
- 南越前町の独自性のある施策の展開を望む。
- 相談支援員の確保。
- 親が安心できる共同生活援助（グループホーム）ができるとうい。

事業所の障害福祉運営やサービス提供における課題や困りごとについて。

- 人材不足。
- 障がいのある人が年金で生活ができるよう、単価が上がるような働きを行ってほしい。
- 利用者の休みが多くなると運営が厳しくなる。
- 利用者の運動不足解消に向けた取り組みをお願いしたい。





4 障がい福祉サービス等の進捗状況

(1) 各目標値の進捗状況

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

【目標値の設定】

- 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

【令和元年度末時点の施設入所者数 34人】

項目	目標	実績 (見込み)	達成率
令和5年度末における地域生活移行者数	3人	0人	0.0%
令和5年度末の施設入所者数の削減	1人	2人	200%

② 地域生活支援拠点等の整備

【目標値の設定】

- 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に、障がいのある人の地域生活を支援する機能（地域生活への移行や相談、体験の機会・場の提供等）の集約を行う地域生活支援拠点等を少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討

項目	目標	実績 (見込み)
地域生活支援拠点の整備	1拠点	0拠点
地域生活支援拠点の運用状況の検証	実施	検討

③ 福祉施設利用者の一般就労への移行

【目標値の設定】

- 令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上に増加
 1. 就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上に増加
 2. 就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上に増加
 3. 就労継続支援B型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上に増加
- 令和5年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

【令和元年度の一般就労への移行者数 1人 就労移行支援事業 0人 A型 1人 B型 0人】

項目	目標	実績 (見込み)	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数	3人	6人	200%
1. 就労移行支援事業	1人	2人	200%
2. 就労継続支援A型事業	2人	3人	150%
3. 就労継続支援B型事業	0人	1人	-
就労定着支援事業利用者数	1人	0人	0.0%
就労定着支援事業所数の割合※	-	-	-

※町内に就労定着支援事業所がないため未設定





④ 相談支援体制の充実・強化等について

【目標値の設定】

- 令和5年度末までに、各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

項目	目標	実績 (見込み)
相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保	実施	有

⑤ 障がい福祉サービス等の質の向上について

【目標値の設定】

- 令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築

項目	目標	実績 (見込み)
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制構築	実施	有



⑥ 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

【目標値の設定】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置
- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

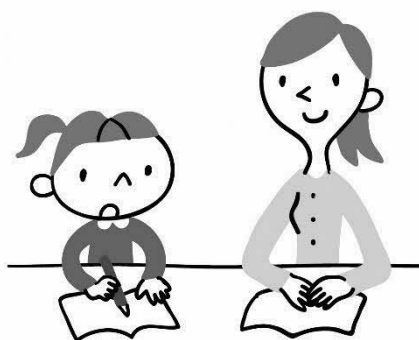
項目	目標	実績 (見込み)
児童発達支援センターの設置	圏域にて調整	無
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	検討	無

⑦ 医療的ニーズへの対応について

【目標値の設定】

- 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保
- 令和5年度末までに、都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置

項目	目標	実績 (見込み)
放課後等デイサービス事業所の確保	検討	無
協議の場の設置	検討	都度開催
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	体制整備	無





(2) 障がい福祉サービスの進捗状況

① 訪問系サービス

「居宅介護」の利用者数は、令和3年度に計画値通りの実績となっておりますが、令和4年度以降、計画値を下回っています。利用時間は、令和4年度のみ計画値を上回っています。

「同行援護」の利用者数、利用時間はともに、令和4年度以降計画値を上回っています。

「重度訪問介護」「行動援護」「重度障がい者等包括支援」の利用者数、利用時間はともに、令和3年度から令和5年度にかけて0となっております。

(単位:1月あたり)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
居宅介護	人	3	3	5	3	6	2
	時間	15	10	18	39	20	0
重度訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0	1	0
	時間	0	0	0	0	10	0
重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	8	10	5

② 日中活動系サービス

「療養介護」の利用者数は、令和3年度以降、計画値を下回っています。

「生活介護」の利用者数・利用日数はともに計画値を下回っており、利用者数は40人台で推移し、利用日数は800日台後半から900日台前半となっています。

「短期入所」の利用者数は、令和3年度以降、計画値を上回っています。利用日数は4日前後で推移しており、計画値を下回っています。

「自立訓練（機能訓練）」と「就労定着支援」の利用者数の実績はともに、0となっており、「自立訓練（機能訓練）」は利用日数も0となっています。

「自立訓練（生活訓練）」の利用者数は、令和3年度と令和5年度で0となっており、利用日数は令和3年度以降、増減して推移しています。

「就労移行支援」の利用者数・利用日数はともに、令和4年度のみ計画値を上回っています。

「就労継続支援（A型）」の利用者数・利用日数はともに計画値を下回っており、利用者数は20人前後で推移し、利用日数は350日前後となっています。

「就労継続支援（B型）」の利用者数は、ほぼ計画値通りの実績となっており、利用日数は計画値を下回っているものの、令和3年度以降、増加傾向にあります。

（単位：1月あたり）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
療養介護	人	4	2	5	2	6	2
生活介護	人	46	43	47	43	48	43
	人日	941	904	961	913	981	874
短期入所	人	3	6	3	7	3	8
	人日	6	4	6	3	6	5
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	3	0	4	1	5	0
	人日	39	5	53	4	66	8
就労移行支援	人	3	1	4	5	5	3
	人日	51	26	68	75	85	53
就労継続支援（A型）	人	25	19	28	21	31	22
	人日	490	352	549	347	608	348
就労継続支援（B型）	人	31	33	33	36	35	35
	人日	548	491	583	543	618	573
就労定着支援	人	0	0	0	0	1	0





③ 居住系サービス

「自立生活援助」の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

「共同生活援助」と「施設入所支援」の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を上回っています。

(単位:1月あたり)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
自立生活援助	人	0	0	0	0	2	0
共同生活援助(グループホーム)	人	10	13	11	13	12	13
施設入所支援	人	32	34	30	33	28	33

④ 相談支援

「計画相談支援」の利用者数については、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を下回っており、100人前後で推移しています。

「地域移行支援」「地域定着支援」の利用者数の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

(単位:1月あたり)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
計画相談支援	人	110	98	114	107	117	107
地域移行支援	人	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	人	2	0	2	0	2	0

⑤ その他の活動指標

◆発達障がい者等に対する支援

「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数」と「ペアレントメンターの人数」の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

「ピアサポートの活動への参加人数」については、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を下回っており、20人台で推移しています。

(単位:1年あたり)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の受講者数	人	0	0	0	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	0
ピアサポートの活動への 参加人数	人	50	24	50	24	50	27

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「協議の場の開催回数」「関係者ごとの参加者数」「協議の場における目標設定及び評価の実施回数」の実績はともに、令和3年度から令和4年度にかけて、0となっているものの、令和5年度には計画値以上の実績となっています。

(単位:1年あたり)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
協議の場の開催回数	回	1	1	1	1	1	3
関係者ごとの参加者数	人	24	24	24	24	24	90
協議の場における目標設 定及び評価の実施回数	回	1	0	1	0	1	3





・精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

「地域移行支援（精神障がい者を含む）」と「地域定着支援（精神障がい者を含む）」の利用者数の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

「共同生活援助（精神障がい者を含む）」の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を上回っています。

「自立生活援助（精神障がい者を含む）」の利用者数は、令和3年度から令和4年度にかけて計画値を上回っているものの、令和5年度では0となっています。

（単位：1月あたり）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
地域移行支援	人	2	0	2	0	2	0
うち精神障がい者の地域移行支援	人	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人	2	0	2	0	2	0
うち精神障がい者の地域定着支援	人	1	0	1	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	人	10	13	11	13	12	13
うち精神障がい者の共同生活援助	人	1	2	1	2	1	2
自立生活援助	人	0	3	0	1	2	0
うち精神障がい者の自立生活援助	人	0	2	0	1	1	0

◆相談支援体制の充実・強化のための取り組み

「総合的・専門的な相談支援の実施の有無」の実績は、令和3年度から令和5年度にかけて有となっています。

本町には基幹相談支援センターが未設置であり、相談支援体制の強化による取り組みである「相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数」「相談支援事業者の人材育成の支援件数」の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

また、「相談機関との連携強化の取り組みの実施回数」の実績については、令和5年度のみ1となっています。

(単位:1年あたり)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	無	有	無	有	無	有
相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	0	0	0	0
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0	0	0	0	0
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	0	0	0	0	0	1

◆障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

「障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（研修の参加人数）」と「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（共有回数）」の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて1となっています。

(単位:1年あたり)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（研修の参加人数）	人	3	1	3	1	3	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（共有回数）	回	0	1	0	1	0	1





⑥ 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）

「児童発達支援」の利用者数・利用日数はともに、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を下回っています。

「放課後等デイサービス」の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を上回っています。利用日数は、令和4年度において計画値を下回ったものの、令和3年度と令和5年度で計画値を上回っています。

「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

「障がい児相談支援」の利用者数は、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を下回っています。

「医療的ケア児に対するコーディネーターの配置」の実績は、令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

（単位：1月あたり）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
児童発達支援	人	7	6	8	4	9	2
	人日	37	25	42	23	48	5
放課後等デイサービス	人	11	13	12	16	13	18
	人日	132	137	144	125	156	188
保育所等訪問支援	人	1	0	1	0	1	0
	人日	1	0	1	0	1	0
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	1	0
	人日	0	0	0	0	5	0
障がい児相談支援	人	20	19	23	18	26	20
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	1	0

（単位：1年あたり）

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	人	0	0	0	0	1	0

(3) 地域生活支援事業の進捗状況

① 必須事業

「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「意思疎通支援事業」「手話奉仕員養成研修事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」の実績は令和3年度から令和5年度にかけて0または事業が実施できていません。

「相談支援事業」においては、「障がい者相談支援事業」のみ計画値通りの実績となっています。

「日常生活用具給付等事業」においては、概ね計画値通りとなっているものの、「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の実績は令和3年度から令和5年度にかけて0となっています。

(単位:1年あたり)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)	
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無	無	無	無	
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無	
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	
	基幹相談支援センター	設置有無	無	無	無	無	無	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	無	無	無	無	
	住宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	人	1	0	1	0	1	0	
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件	1	0	1	0	1	0
	要約筆記者派遣事業	件	1	0	1	0	1	0
	手話通訳者設置事業	人	1	0	1	0	1	0
	重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業	人	1	0	1	0	1	0





サービス名			令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	0	0	0	0	0	1
	自立生活支援用具	件	1	1	1	0	1	1
	在宅療養等支援用具	件	0	3	0	0	0	0
	情報・意思疎通支援用具	件	1	4	1	2	1	1
	排せつ管理支援用具	件	174	186	174	180	174	156
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	0	0	0	
移動支援事業	時間	26	0	26	0	26	0	
地域活動支援センター機能強化事業	か所	4	0	4	0	4	0	

② 任意事業

「日中一時支援事業」の利用人数は、令和3年度から令和5年度にかけて計画値を上回る実績となっておりますが、令和3年度から令和4年度にかけて利用者数が減少しています。

「知的障がい者職親委託事業」の実績は令和4年度まで計画値通りでしたが、令和5年度で0となっております。

「自動車運転免許取得助成事業」「自動車改造費助成事業」の実績はともに、令和3年度から令和5年度にかけて0となっております。

「福祉ホームの運営事業」の実績は概ね計画値通りとなっております。

(単位:1年あたり)

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日中一時支援事業	か所	7	6	7	7	7	8
	人	10	18	8	9	6	10
知的障がい者職親委託事業	人	1	1	1	1	1	0
自動車運転免許取得助成事業	人	1	0	1	0	1	0
自動車改造費助成事業	件	1	0	1	0	1	0
福祉ホームの運営事業	件	1	1	1	1	1	2

第3章 計画の基本目標

1 基本目標

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して生活し続けるためには、障がいに対する理解の浸透に向けた取り組みを進めるとともに、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人権を尊重し合い、ともに支え合う共生社会の実現が重要となります。

本町では、令和2年に策定した「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」において、「対話」、「調和」、「融和」の3つのキーワードを基本とし、まちづくりに取り組んでいます。また、令和3年に策定した「第4次南越前町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「共につむぐ 結のまち 南越前町」のもと、住民の相互理解と協働・共助によって誰もがいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを推進しています。

本計画では、これらのまちづくりと、これまでの基本目標を継承し、障がいの有無に関わらず、誰もが身近な地域でいつまでも暮らし続けることができる、思いやりと支え合いのまちづくりを推進するとともに、様々な障がい福祉サービスの充実を図ります。

障がいがある・ないに関わらず
地域の中で思い合い・支え合い
いつまでも安心して暮らせるまち 南越前町





2 施策の柱

基本目標である「障がいがある・ないに関わらず 地域の中で思い合い・支え合い いつまでも安心して暮らせるまち 南越前町」を実現するため、引き続き以下の通り障がい者施策の柱を定めます。

これらの柱に基づき、具体的な事業を展開していきます。

1 思い合い・支え合いの心を育む

2 地域での活動を促す

3 一人ひとりの輝く未来を開く

4 本人とその家族の健康と生活を守る

5 安心・安全な環境を創る



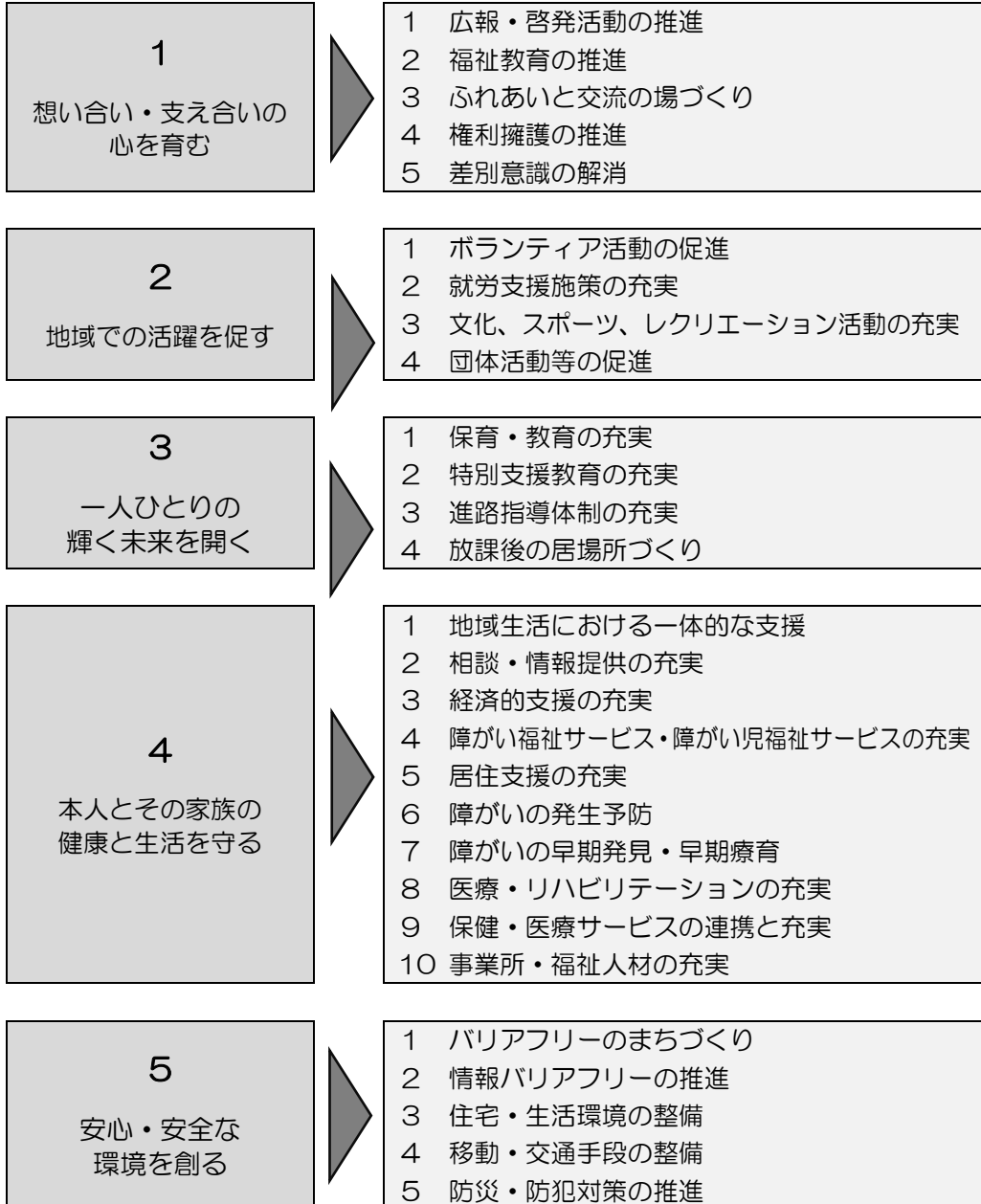
3 施策体系

基本目標

施策の柱

具体的施策

障がいがある・ないに関わらず 地域の中で想い合い・支え合い
 安心して暮らせるまち 南越前町





第4章 具体的施策内容

施策の柱1 想い合い・支え合いの心を育む

現状と課題

アンケートの結果では、差別を受けたり嫌な思いをしたことが「ある」人が19.3%、災害時に近所に助けてくれる人が「いない」が27.5%と、地域における理解や支え合いの体制は、依然として十分とは言えない状況となっています。

方向性・考え方

障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、住民の障がいに対する正しい理解や、支え合いの心が必要不可欠となります。

そのため、広報や福祉教育、交流機会の創出等を通じて、住民に対する啓発を一層進めます。また、権利擁護や差別解消のための体制整備・理解浸透に引き続き努めます。

施策の内容

(1) 広報・啓発活動の推進

● 広報紙、ホームページ等の活用による意識啓発
町や社会福祉協議会の広報紙やパンフレット、ホームページ等の広報媒体を活用し、障がいや障がいのある人について理解を深めるための啓発活動を推進します。
● 「障害者週間」等の周知
「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）の認知度を高め、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。
● イベント等における啓発活動の推進
町内で実施される各種イベント等の場で、障がいや障がいのある人に対する理解促進や啓発活動の推進に努めます。

(2) 福祉教育の推進

<p>●学校等における福祉教育の推進</p> <p>各学校で実施されている福祉体験学習や体験活動等を通じ、障がいのある人に対する理解を深める福祉教育を継続的に推進します。</p>
<p>●人権学習における福祉教育の推進</p> <p>福祉教育について、障がいのある人を取り巻く問題を含めた、人権学習の機会を設けるよう努めます。</p>

(3) ふれあいと交流の場づくり

<p>●地域での声かけ・見守りの促進</p> <p>地域住民と障がいのある人やその家族が顔なじみになり、些細な困りごとなどを相談できる関係性と相互理解が進むよう、近隣住民との声かけや見守りの促進を行います。</p>
<p>●交流機会の確保</p> <p>ノーマライゼーションの理念を地域に定着させるため、地域において日常的に交流が図れる場づくりを行います。</p>
<p>●各種イベントの実施・支援</p> <p>障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、さまざまな人が参加・交流できるイベントを実施・支援します。</p>
<p>●地域共生社会の実現</p> <p>障がいのある人や高齢者、子どもを含め、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、地域住民や社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア、行政等、あらゆる機関が主体性を持って協働し、助け合う「地域共生社会」の実現を目指します。</p>





(4) 権利擁護の推進

●日常生活自立支援事業の推進
社会福祉協議会が推進する日常生活自立支援事業について支援し、制度の浸透に努めます。
●成年後見制度の利用促進
成年後見制度の利用促進を図るため、南越前町、福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、越前町の7市町が協働で実施する「ふくい嶺北成年後見センター」が令和4年4月に設置されました。認知症、知的障がい及び精神障がい等、判断能力が不十分な方たちに代わって財産管理や各種手続き等を行う成年後見制度の利用促進に向けて、必要な方が安心して利用できるよう制度についての普及啓発に取り組みます。
●障がいのある人に対する虐待の防止と対応
障がいのある人に対する虐待を未然に防止、また早期発見のため、虐待を発見した時の通報義務等の広報啓発を図ります。また、虐待に関する相談・通報・届出を受けたときは、速やかに障害者の安全の確保と事実確認を行い、関係機関との情報共有を図り、個別ケース検討会議の実施や、立入調査等を行います。

(5) 差別意識の解消

●障害者差別解消法の周知
役場内掲示や広報、ホームページ等を活用し、令和3年に改正された障害者差別解消法に関する周知・啓発に努めます。また、役場内については、障がいのある人に対する合理的配慮の提供体制の確保に努めます。
●合理的配慮の促進
障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供について、広報・啓発活動を行い、町内事業所に対し適切に対応ができるよう取り組みます。

施策の柱2 地域での活躍を促す

現状と課題

アンケートの結果では、平日日中「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている（就労継続支援A型を含まない）」と回答した人が13.9%、それ以外の人の中でも今後就労意向の有無について「就労したい」と回答した人が19.0%となっています。仕事探しから就労定着までの一貫した支援体制の構築が必要となります。

方向性・考え方

障がいのある人が生きがいを持って、自立した生活ができるよう、地域社会で活躍できる環境の構築が必要となります。

そのため、ボランティアや就労機会の拡充・支援、レクリエーションや団体活動等、社会の様々な場面において、障がいがあっても力を発揮できる場づくりを支援します。

施策の内容

(1) ボランティア活動の促進

●ボランティア活動への支援
社会福祉協議会との連携のもと、情報の提供や人材育成、団体間のネットワークづくり等、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行います。
●ボランティア講座の実施
社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、各種ボランティア養成講座において、参加者の募集や場の確保に関する支援を実施します。

(2) 就労支援施策の充実

●就労に関する相談体制の充実
障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、情報提供が行えるよう、県、公共職業安定所、特別支援学校や学校、障がい福祉サービス提供事業所、行政等における連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
●就労支援体制の強化
就労を希望する人が、能力を発揮し働き続けることができるよう、一般就労へ向けた支援や障がい者施設における就労支援について、福祉サービス提供事業所や特別支援学校等各種関係機関との連携を図り支援体制の強化を図ります。





●障害者雇用促進法の周知
役場内掲示や広報、ホームページ等を活用し、障害者雇用促進法や障がい者雇用に関わる助成制度等の周知を図ります。
●一般企業等への啓発・雇用拡大の促進
公共職業安定所等と連携しながら意識啓発を推進するとともに、職親委託制度等の活用を促進し、障がいのある人の一般企業等における雇用を促進します。
●就労支援事業等の推進
雇用に基づく就労期間の提供や一般企業への雇用に向けた支援等を行う「就労移行支援事業」「就労継続支援事業」を推進します。
●ジョブコーチ等就労支援の推進
障がいのある人が働く場において、雇用の前後を通じ、障がいのある人と事業所の双方を支援するジョブコーチ等の周知を図り、利用の促進を図ります。
●トライアル雇用の促進
事業所に対して障がいのある人を一定期間試用雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。

(3) 文化、スポーツ、レクリエーション活動の充実

●文化・芸術活動の推進
障がいのある人や障がい者団体等による、文化・芸術活動への取り組みを支援します。また、講演会や芸術活動等においては、手話通訳・要約筆記等のボランティアを派遣するなど、参加しやすい環境づくりと支援体制の整備に努めます。
●障がい者スポーツの推進
障がいのある人を含むすべての人が、容易に運動施設を利用し、スポーツに参加できるよう、障がい者スポーツ等を推進するとともに、各団体への呼びかけを図ります。

(4) 団体活動等の促進

●障がいのある人自身の参加促進
障がいのある人自身に対し、団体活動や地域活動等への積極的な参加を促します。
●障がい者団体等への支援
各障がい者団体等の主体性を尊重しながら、情報提供やネットワークづくりなどを通じ、活動を支援します。

施策の柱3 一人ひとりの輝く未来を開く

現状と課題

障がいのある子どもの保護者へのアンケートでは、今後利用したいサービスとして「短期入所（ショートステイ）」「共同生活援助（グループホーム）」と回答した人が多くなっています。子どもとその保護者が地域で安心して過ごせるよう、支援体制の充実と適切な情報提供、相談支援の拡充が必要です。

また、障がいによる差別や嫌な思いをした人が5割となっており、差別解消と住民の障がい理解への取り組みが重要です。

方向性・考え方

障がいのある子どもとその家族は、地域社会で生活する中で様々な困難に直面することが多い可能性があります。これらの困難の障壁を下げ、生活しやすい地域づくりを行うことが障がい者施策に求められています。

障がいや発達状況に応じた保育・教育・支援を推進するとともに、障がいある子どもとその家族に対する、きめ細かなサポート体制の構築に努めます。

施策の内容

(1) 保育・教育の充実

<p>●保育・教育の充実</p> <p>障がいのある子どもが身近な地域で、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、受け入れ体制の整備、教職員や保育士の専門性の向上、保育・教育内容の充実を図ります。</p>
<p>●就学指導の充実</p> <p>保護者をはじめ保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学指導に努めます。</p>
<p>●教育相談の充実</p> <p>保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障がいのある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、教育相談の充実を図ります。</p>
<p>●療育事業の充実</p> <p>障がいのある子どもが、状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、児童発達支援事業や放課後等デイサービス等における療育事業を充実します。</p>





●発達支援ファイルの作成・活用

障がいの早期発見から適切な治療、教育支援、就労へと一貫した支援に結びつけられるように、障がいのある子どもの状態や治療歴等が記入された発達支援ファイルを作成し、効果的な活用を図ります。

●学校生活におけるバリアフリー

障がいのある子どもの学習環境を整えるため、施設のバリアフリー化に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもの心理的バリアを解消するため、ともに学び、ふれあう機会を設けます。

(2) 特別支援教育の推進

●特別支援教育の推進

身体・知的障がい、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）等の発達障がいにより、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。

●教職員研修の充実

県や町が実施する特別支援教育について、教職員の研修等への参加を継続的に促進し、指導力の向上を図ります。

(3) 進路指導体制の充実

●進路指導の充実

一人ひとりの適正に応じた進路指導を行うため、就労等に関する施設・機関や教育機関等との連携を強化します。

(4) 放課後の居場所づくり

●放課後等デイサービスの推進

生活能力向上のための訓練等の実施や居場所づくりを行う放課後等デイサービスを周知します。また、利用希望を満たせるよう、必要な支援を行います。

●放課後児童クラブの充実

職員研修や事例検討を通じて、障がいについて理解し適切な育成支援に努めます。

施策の柱4 本人とその家族の健康と生活を守る

現状と課題

アンケートの結果では、地域で生活するために必要なこととして「福祉サービスの利用者負担費用が軽減されること」や、「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」と回答した人が多くなっています。

障がいのある人のみならず、その家族の悩みや不安を相談できる体制の充実と、在宅でも安心して過ごすことのできる支援体制の整備が求められています。

方向性・考え方

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様なニーズに対応するための各種障がい福祉サービスの充実や医療・保健事業の充実、親亡き後も見据えた日常生活の支援が重要となります。

障がいのある人だけでなくその家族の不安解消や、相談支援体制の構築、経済的支援の充実に努めます。

施策の内容

(1) 地域生活における一体的な支援

●地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点は、障がいのある人の重度化・高齢化等に対応する、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。しかし、地域資源が少ない町単独での整備は困難な状況であるため、近隣市町と連携し、圏域でのあり方を検討協議し、設置に向け取り組みを進めます。

(2) 相談・情報提供の充実

●身近な地域における相談機能の強化

身体障がい者・知的障がい者相談員や民生委員児童委員等の協力のもと、障がい等の問題について身近な地域での相談機能の強化を図ります。

●町職員による相談体制の充実

町保健福祉課や各事務所において、保健、医療、福祉間で連携を図りながら、きめ細かな相談支援体制の充実に努めます。また、より専門的な相談にも対応できるよう、相談を受ける職員の専門性の向上と専門的人材の確保・育成に努めます。





●専門的な相談体制の充実
民間の相談支援機関や県総合福祉相談所をはじめ、関係する専門的な相談機関との連携を強化し、適切な相談支援機関へとつなげる体制を整備します。
●障がいの種類に配慮した情報伝達手段の充実
障がいのある人が多様な広報媒体を利用しやすいよう、コミュニケーション支援事業として点字や声による案内、手話通訳者や点訳・朗読・手話・要約筆記奉仕員等の派遣等により、障がいの種類に配慮した情報伝達手段の充実を図ります。

(3) 経済的支援の充実

●各種障害者手当等の支給
「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」、「特別児童扶養手当」等の各種手当・年金等の受給に関する支援を行います。
●経済的負担の軽減
障がいのある人に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知を図り、経済的負担を軽減します。また、障害者総合支援法によるサービス利用料の低所得者の負担軽減を検討します。

(4) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの充実

●障害者総合支援法・児童福祉法の周知
利用者が適切なサービス利用ができるよう、障害者総合支援法・児童福祉法の周知に努めます。
●地域生活支援事業の推進
「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」等の地域生活支援事業を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援します。
●介護給付にかかるサービスの推進
障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付にかかる各サービスの提供と基盤整備を進めます。
●訓練等給付にかかるサービスの推進
障がいのある人が自立した社会生活を営むことができるよう、訓練等給付にかかる各サービスの提供と基盤整備を進めます。
●児童福祉法に基づく給付にかかるサービスの推進
障がいのある子どもの発達と家族の生活を支援するため、児童福祉法に基づく給付にかかる各サービスの提供と基盤整備を進めます。
●補装具給付事業の実施
障がいのある人の身体機能を補完または代替するため、補装具の給付を行います。

(5) 居住支援の充実

●共同生活援助（グループホーム）等の推進

障がいのある人の地域生活を支援するため、共同生活援助（グループホーム）等の居住支援サービスを推進します。

(6) 障がいの発生予防

●健康づくりの推進

幼児期から高齢期までの、年代ごとの課題に応じた心身の健康づくりを推進するとともに、健康教室・健康相談等を通して正しい知識の普及を行い、健康の保持・増進を図っていきます。

●こころの健康づくりの推進

こころの健康に関心を持ち、適切な対策を講じることができるよう、情報提供・啓発の充実とともに、こころの問題を抱えた際に利用できる相談窓口を広報等で周知します。

(7) 障がいの早期発見・早期療育

●母子保健事業の推進

障がいの原因となる疾病等を予防するとともに、発達障がいを含めた障がいのある子どもを早期に発見するため、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の充実を図ります。

●健康診査・がん検診の受診促進

疾病及び障がいの発生を未然に防ぐとともに、早期発見につながるよう、特定健康診査、特定保健指導を実施します。また、各種がん検診の受診率の向上に努めます。

●訪問指導の充実

在宅の障がいのある人の健康づくりと、疾病等の早期発見と適切な対応に向け、訪問指導の充実に努めます。





(8) 医療・リハビリテーションの充実

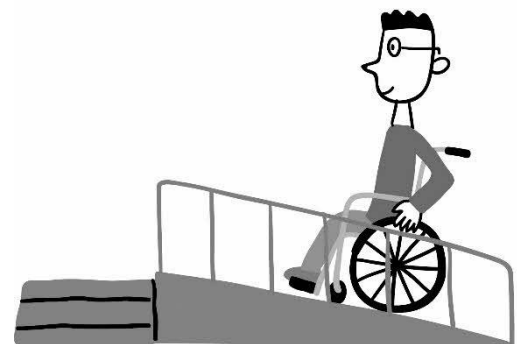
●医療費助成制度の実施
障害者自立支援法による、自立支援医療の給付を実施します。
●難病・高次脳機能障害への支援
難病や高次脳機能障害等、専門性の高い支援が必要な人に対し適切な支援を行えるよう、県や関係機関との連携を強化します。
●健康診査、各種がん検診の推進
健康診査、各種がん検診の実施により、障がいの原因となる生活習慣病等の早期発見、早期治療に努めます。

(9) 保健・医療サービスの連携と充実

●総合的な支援体制の構築
介護保険事業の中で確立されている保健、医療、福祉間の連携・協力体制を活用し、地域に密着した支援体制の構築に努めます。また、特に町内の各診療所やその他民間医療機関等との連携を強化していきます。

(10) 事業所・福祉人材の充実

●障がい福祉サービス提供事業所・福祉人材の確保
身近な地域で安定的なサービスの提供が受けられるよう、各種福祉サービス提供事業所の確保に努めてまいります。また、近年、福祉現場における人材不足が課題となっていることから、福祉人材の確保に向けた取り組み等を進めます。



施策の柱5 安心・安全な環境を創る

現状と課題

アンケートの結果では、外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ない（ない）」と回答した方が約3割となっており、移動支援の充実が求められています。

また、災害時に対して不安に思うことでは、「迅速に避難することができない」「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が約5割となっており、災害時における情報伝達や避難体制への取り組み等が重要となります。

方向性・考え方

どのような障がいの種別であっても、安心して・安全に住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、バリアフリー化をはじめユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

また、災害時や緊急時の迅速な避難支援体制の構築や、障がいのある人が安心して過ごせる避難場所の提供に努めます。

施策の内容

(1) バリアフリーのまちづくり

<p>●公共施設のバリアフリー化の推進</p> <p>ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人が利用しやすいよう、公共施設等のバリアフリー化を計画的に推進します。</p>
<p>●民間施設への啓発</p> <p>障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」や「福井県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。</p>

(2) 情報バリアフリーの推進

<p>●障がい特性に応じた情報バリアフリーの推進</p> <p>町ホームページのアクセシビリティの向上や点訳・音訳による資料提供、SPコードの導入等の情報支援機器の整備を図ることにより、情報バリアフリーを推進します。</p>
<p>●意思疎通支援事業の充実</p> <p>聴覚障害者等、意思の疎通が困難な方を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を推進するとともに、新たな人材確保と育成に努めます。</p>





(3) 住宅・生活環境の整備

●公営住宅の整備
障がいのある人をはじめ、誰もが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、公営住宅等におけるバリアフリー化を進めます。
●住宅改修への支援
手すりの取り付けや段差の解消等、居宅における改修への支援に努めます。

(4) 移動・交通手段の整備

●道路等交通環境の整備
障がいのある人の歩行時の安全確保と事故防止のため、歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線等の誘導ラインや点字ブロックの設置を行うなど、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。また、道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置等、設備の改善に努めます。
●公共交通機関の整備
障がいのある人を含むすべての人が利用しやすいよう、利用実態データや利用者の意見を集めながら、さらなる利便性向上に取り組むとともに、周辺環境のバリアフリー化を図ります。
●自動車運転免許取得・改造助成事業の実施
自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がいのある人の社会参加をより一層支援します。

(5) 防災・防犯対策の推進

●地域防災体制の確立
地域ぐるみの防災体制の整備として、町内における自主防災組織の結成促進と防災意識・能力向上のため育成強化について、継続的に区長会等との連携体制づくりを進めるとともに、より強固な防災体制の構築を図ります。
●災害時の情報伝達システムの充実
町の防災情報伝達手段として、スマートフォンやタブレットで、音声と文字の両方で町からの防災情報を受け取ることができる防災アプリ「南えちぜん防災アラート」の配信について普及・啓発に努めます。また、災害時にとどまらず、町民全体の保護の必要性が生じた場合など、状況に応じ、必要な情報を提供できるよう、既存システムの維持・更新、充実を図ります。
●災害時要援護者の避難支援体制の充実
災害発生時に自力で避難できない災害時要援護者の把握を行うとともに、関係団体等との連携・協力により、個別避難計画の作成を進め、災害時要援護者の避難支援体制を整備します。
●地域防犯体制の確立
判断能力が不十分な人等の被害を未然に防ぐため、悪徳商法等についての情報提供に取り組むとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。また、警察や区長会、その他関係機関等との連携のもと、地域ぐるみで防犯体制の確立を目指します。

第5章 障がい福祉計画（第7期）

1 令和8年度末までの障がい福祉サービスの成果目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- 地域生活に移行する人数
令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行する。
- 施設入所者数の削減
令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

【南越前町の目標】

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	33人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活に移行する人数	2人	令和8年度末までの、地域生活移行者数の目標値
【目標】施設入所者数の削減	2人	令和8年度末までに、削減する施設入所者数の目標値

（2）地域生活支援拠点等の整備

【国の指針】

- 地域生活支援拠点等の整備
令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- 強度行動障がい者の支援ニーズ把握
令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。





【南越前町の目標】

項目	数値	考え方
【実績】地域生活支援拠点の整備	未整備	令和4年度末時点の地域生活支援拠点の整備
【目標】地域生活支援拠点の整備	拠点	地域生活を支援する機能を、地域における複数の機関が分担して担う体制づくりに向け、拠点となる1つを圏域に整備
【目標】地域生活支援拠点の運用状況の検証	実施	圏域において、年1回以上運用状況を検証及び検討

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の指針】

●一般就労への移行者数

令和8年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とする。

1. 就労移行支援事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
2. 就労継続支援A型事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とする。
3. 就労継続支援B型事業：令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。

●就労移行支援事業所の割合

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。

●就労定着支援事業利用者数

令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。

●就労定着支援事業の割合

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

【南越前町の目標】

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労への移行者数	6人	令和3年度末の一般就労への移行者数
【実績】 1. 就労移行支援事業	1人	就労移行支援事業における、 令和3年度末の一般就労への移行者数
【実績】 2. 就労継続支援 A 型事業	2人	就労継続支援 A 型事業における、 令和3年度末の一般就労への移行者数
【実績】 3. 就労継続支援 B 型事業	3人	就労継続支援 B 型事業における、 令和3年度末の一般就労への移行者数
【実績】 就労定着支援事業利用者数	0人	就労定着支援事業における、 令和3年度末の利用者数
【目標】 一般就労への移行者数	9人	令和8年度末の一般就労への移行者数
【目標】 1. 就労移行支援事業	2人	就労移行支援事業における、 令和8年度末の一般就労への移行者数
【目標】 2. 就労継続支援 A 型事業	3人	就労継続支援 A 型事業における、 令和8年度末の一般就労への移行者数
【目標】 3. 就労継続支援 B 型事業	4人	就労継続支援 B 型事業における、 令和8年度末の一般就労への移行者数
【目標】 就労移行支援事業所の割合	5割以上	移行率5割以上の就労移行支援事業所を 5割以上
【目標】 就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度末の就労定着支援事業の利用 者数
【目標】 就労定着支援事業の割合	—	7割以上の事業所の割合が2割5分以上 ※町内に就労定着支援事業所がないため 未設定





(4) 相談支援体制の充実・強化等について

【国の指針】

●基幹相談支援センターの設置

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

●個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。

【南越前町の目標】

項目	数値	考え方
【実績】基幹相談支援センターの設置	無	令和4年度末の基幹相談支援センターの設置の有無
【実績】地域の相談支援体制の強化	0件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
	0件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
	1回	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数
【目標】基幹相談支援センターの設置	有	令和8年度末の基幹相談支援センターの設置の有無
【目標】地域の相談支援体制の強化	1件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
	1件	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
	1回	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数

2 障がい福祉サービスの見込み量

（1）障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの見込み量を、第6期計画の利用状況等を勘案して次のように推計します。

① 訪問系サービス

訪問系サービスでは、障がいのある人が在宅での生活を継続していくことができるよう、提供体制の充実を図る必要があります。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、外出時の移動支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。





【サービスの見込み量】

(単位:1月あたり)

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人	3	3	2	3	5	6
	時間	10	39	0	45	60	75
重度訪問 介護	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
行動援護	人	0	0	0	0	0	1
	時間	0	0	0	0	0	10
重度障がい者 等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	人	0	1	1	1	1	1
	時間	0	8	5	10	10	10

※令和5年度については実績見込みです。

■ サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できるサービスの提供体制を整えます。
- サービスの内容や利用方法を周知する等、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業者への情報提供を行います。
- 町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、適性にサービスを提供できる体制を確保します。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、障がいのある人の就労・自立を促す重要なサービスであり、ニーズも高い状況です。就労系サービスは増加していますが、その他ニーズに対応できていないサービスについては、事業者の参入の促進等により充実した提供体制の整備を進めます。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間施設で介護を行います。
自立訓練（機能訓練）	対象:身体障がい者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象:知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等への就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る等の支援を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等への就労が困難な人に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活上の多様な課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。





【サービスの見込み量】

(単位:1月あたり)

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
療養介護	人	2	2	2	2	2	2
生活介護	人	43	43	43	45	45	47
	人日	904	913	874	918	923	928
短期入所	人	6	7	8	9	10	11
	人日	4	3	5	6	6	7
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	0	1	0	1	1	1
	人日	5	4	8	10	10	10
就労選択支援	人	「就労選択支援」は令和7年10月より新設される事業です。			—	1	2
	人日				—	7	14
就労移行支援	人	1	5	3	5	5	6
	人日	26	75	53	75	75	83
就労継続支援 (A型)	人	19	21	22	23	24	25
	人日	352	347	348	355	360	365
就労継続支援 (B型)	人	33	36	35	36	37	38
	人日	491	543	573	589	606	622
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	1

※令和5年度については実績見込みです。

■ サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できるサービスの提供体制を整えます。
- 地域移行への促進や障がい児サービスからの移行に伴う、具体的な障がい特性や新たな利用者のニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 一人ひとりの障がい特性や適性に合ったサービス利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- 一般就労に移行した障がいのある人が安定した就労生活を継続できるよう、定着に向けた就労生活の支援を行います。

- ニーズに合った見込み量の確保のため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

③ 居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）は、福祉施設からの地域移行促進のためにも重要な社会資源であり、必要な人にサービスを提供できるよう、ニーズの把握・充足に努めます。施設入所支援については、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らすことができるよう、サービスの充実を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
自立生活援助	施設や共同生活援助（グループホーム）から居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回や相談援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【サービスの見込み量】

（単位：1月あたり）

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	2
共同生活援助 （グループホーム）	人	13	13	13	14	14	15
施設入所支援	人	34	33	33	32	30	28

※令和5年度については実績見込みです。

■ サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できるサービスの提供体制を整えます。
- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して、障がいのある人が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- 自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）は障がいのある人が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、今後より一層、設置の促進に取り組みます。
- ニーズに合った見込み量の確保のため、町内及び近隣市のサービス提供事業者と連携を図ります。





④ 相談支援

障がいのある人のサービスの利用や地域移行に関わる相談支援を行い、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

【サービスの見込み量】

(単位:1月あたり)

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人	98	107	107	112	117	122
地域移行支援	人	0	0	0	1	2	2
地域定着支援	人	0	0	0	1	2	2

※令和5年度については実績見込みです。

■ サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できるサービスの提供体制を整えます。
- 相談支援事業所や関係機関との連携を強化することで、障がいのある人の相談支援体制を充実します。
- 対応困難事例にも対応できるよう、専門的な相談支援体制の充実を図ります。

⑤ その他の活動指標

◆発達障がい者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることにより、発達障がいのある人を早期に発見し適切な対応ができるよう、発達障がいのある人だけでなく、その家族等に対する支援体制を確保し、必要な人にサービスを提供できるよう、ニーズの把握・充足に努めます。

【活動指標の内容】

サービス名	内 容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等への受講者数の見込みを定めます。
ペアレントメンターの人数	ペアレントメンター養成研修等の修了人数の見込みを定めます。
ピアサポートの活動への参加人数	発達障がいのある人によるピアサポート活動に参加した人数の見込みを定めます。

【見込み量】

（単位：1年あたり）

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数	人	0	0	0	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	24	24	27	30	32	34

※令和5年度については実績見込みです。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数については、ニーズを把握し、必要に応じて対応できる体制を整えます。





◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、地域生活を総合的にサポートするため、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育を一体的に提供できる、精神障がいにも対応できる地域包括ケアシステムの構築が求められています。

地域包括システムの構築については、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場である、丹南地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会に参画し、県丹南健康福祉センター及び関係機関と連携しながら地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

- ・丹南地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会に参画

【活動指標の内容】

サービス名	内 容
協議の場の開催回数	丹南地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会において、必要とする年間の開催回数の見込みを定めます。
関係者ごとの参加者数	丹南地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会において、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを定めます。
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	丹南地域における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会において、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを定めます。

【見込み量】

(単位：1年あたり)

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議の場の開催 回数	回	1	1	3	3	3	3
関係者ごとの 参加者数	人	24	30	90	90	90	90
協議の場におけ る目標設定及び 評価の実施回数	回	0	0	3	3	3	3

※令和5年度については実績見込みです。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

●今後の方向性については、「丹南地域における精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会」の中で、管内の現状把握を行い、課題と具体的な取組についての検討と情報の共有を図り、目標設定及び評価の実施を図ります。

- ・精神障がい者の地域移行に向けたサービス提供

【見込み量】

（単位：1年あたり）

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域移行支援	人	0	0	0	2	2	2
	うち精神障がい者の地域移行支援	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	2	2	2
	うち精神障がい者の地域定着支援	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	人	13	13	13	14	14	15
	うち精神障がい者の共同生活援助	2	2	2	2	2	3
自立生活援助	人	3	1	0	1	2	3
	うち精神障がい者の自立生活援助	2	1	0	1	1	2

※令和5年度については実績見込みです。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

●精神障がい者の地域移行に向けたサービスに提供については、必要なニーズを把握し、必要に応じて対応できる体制を整えます。





◆相談支援体制の充実・強化のための取り組み

国の基本指針では、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みを推進する上で、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することが求められています。

【活動指標の内容】

サービス名	内 容
相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数を見込みます。
相談支援事業者の人材育成の支援件数	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の件数を見込みます。
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みます。

【見込み量】

(単位：1年あたり)

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	0	0	0	1
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0	0	0	0	1
相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	0	0	0	0	0	1

※令和5年度については実績見込みです。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 総合的・専門的な相談支援の実施については、今後も関係機関と連携し、相談支援体制の強化に向けた課題の整理に取り組みます。また、相談支援体制強化の取り組みについては、本町には基幹相談支援センターが未設置であるため、地域の実情を踏まえた相談支援体制の整備に向け、近隣市町と連携し、基幹相談支援センターの設置に向けた取り組みを進め、相談支援体制の強化を図ってまいります。

◆障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がいのある人に適切に障がい福祉サービス等を提供できる体制を構築するためには、行政職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するとともに、各種サービスの利用状況を把握していることが必要です。さらに、障がいのある人等に対して適切にサービスが提供されているかを検証し、その結果を関係者間で共有することが重要とされています。

【活動指標の内容】

サービス名	内 容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 (研修の参加人数)	都道府県や市町村(委託事業含む)が実施する研修への参加人数の見込みを定めます。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (共有回数)	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する機会の実施回数を見込みを定めます。

【見込み量】

(単位:1年あたり)

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用(研修の参加人数)	人	1	1	1	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(共有回数)	回	1	1	1	1	1	1

※令和5年度については実績見込みです。

■ 見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用した行政職員の知識や意識の向上、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の共有機会の創出等、障がい福祉サービス等の提供体制に合わせて対応できる体制の整備を図ります。





(2) 地域生活支援事業

障がいのある人が、有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

① 必須事業

【サービスの内容】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
障がい者相談支援事業	相談、障がい福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な人を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

サービス名	内 容
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣により、障がい者等との意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者・要約筆記派遣事業	聴覚・音声機能・言語機能に障がいのある人、またはこれらの障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚・音声機能・言語機能に障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者、要約筆記者の派遣調整、関係機関との連絡調整等を行います。
重度障がい児者等入院時コミュニケーション支援事業	重度の障がいのため、意思疎通に支援が必要な人が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時のコミュニケーションを支援します。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。





【サービスの見込み量】

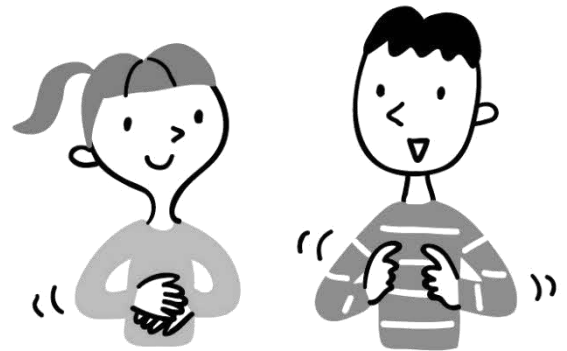
(単位:1年あたり)

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
理解促進研修・啓発事業	実施 有無	無	無	無	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施 有無	無	無	無	無	無	無	
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	
	基幹相談支援センター	設置 有無	無	無	無	無	有	
	基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施 有無	無	無	無	無	無	
	住宅入居等支援事業	実施 有無	無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1	
成年後見制度法人後見 支援事業	実施 有無	無	無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件	0	0	0	1	1	1
	要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	1	1	1
	手話通訳者設置事業	人	0	0	0	1	1	1
	重度障がい児者等 入院時コミュニケーション支援事業	人	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	0	0	1	1	1	1
	自立生活支援用具	件	1	0	1	1	1	1
	在宅療養等支援用具	件	3	0	0	1	2	3
	情報・意思疎通支援用具	件	4	2	1	2	3	4
	排せつ管理支援用具	件	186	180	156	160	170	180
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	0	0	1	
移動支援事業	時間	0	0	0	26	26	26	
地域活動支援センター機能 強化事業	か所	0	0	0	1	1	1	

※令和5年度については実績見込みです。

■ サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できるサービスの提供体制を整えます。
- ニーズに合った見込み量の確保のため、自立支援協議会、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。
- 地域社会への障がい者差別解消に向け、さらなる啓発を推進します。





② 任意事業

その他の地域生活支援事業として、日中一時支援事業、知的障がい者職親委託事業等を実施しています。

【サービスの内容】

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がい者に対して日中活動の場を提供し、一時的な介護や見守り等の支援を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における自立生活、社会参加を促進します。
知的障がい者職親委託事業	職親委託事業は、知的障がい者に理解のある職親の下で、仕事をしながら生活・職業訓練を行うことを委託する事業です。
自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者が、普通運転免許を取得した場合、その取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障がい者が自動車のハンドル及びアクセル・ブレーキの一部を改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。
福祉ホームの運営事業	障がい者が住居を求めている場合、定額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設を提供します。

【サービスの見込み量】

(単位:1年あたり)

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	か所	6	7	8	9	10	11
	人	18	9	10	12	14	16
知的障がい者職親委託事業	人	1	0	0	1	1	1
自動車運転免許取得助成事業	人	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	件	0	0	0	1	1	1
福祉ホームの運営事業	件	1	1	2	2	2	2

※令和5年度については実績見込みです。

■ サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できるサービスの提供体制を整えます。
- 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ニーズに合った見込み量の確保のため、自立支援協議会、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

第6章 障がい児福祉計画（第3期）

1 令和8年度末までの障がい児福祉サービスの成果目標

（1）障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

【国の指針】

- 児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。

- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和5年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

【南越前町の目標】

- 児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障がいのある子どもや家族への支援、保育園・幼稚園等の障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。設置については、町内のニーズを把握しつつ、令和8年度末までの設置を基本として圏域での調整を行います。

- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築については、令和8年度末までに、参加・包容（インクルージョン）を推進できる体制の構築に向けた調整を図ります。

（2）重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

【国の指針】

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。

【南越前町の目標】

- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置することについて、圏域での設置を含めて検討します。





2 障がい児福祉サービスの見込み量

(1) 障がい児支援サービス

障がい児福祉計画として、「児童福祉法」に基づく下記のサービスを、第2期計画の利用状況等を勘案したサービスの見込み量に定めたとおり提供することを目指します。

【サービスの内容】

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中、又は今後利用する児童に集団生活への適応訓練等を行います。また、保育所等の職員に対する支援方法等の指導を行います。
医療型児童発達支援	各障がいに応じた専門的な訓練や医療的ケアを行います。 ※令和6年度より児童発達支援に統合されます。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用にあたって、障がい児サービス等利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難なため、児童発達支援等を利用できない児童の自宅を訪問して、発達支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

【サービスの見込み量】

（単位：1月あたり）

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人	6	4	2	4	4	6
	人日	25	23	5	20	20	25
放課後等 デイサービス	人	13	16	18	21	25	29
	人日	137	125	188	196	230	271
保育所等訪問 支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	1	1	1
障がい児相談支援	人	19	18	20	21	22	23
居宅訪問型児 童発達支援	人	0	0	0	0	0	1

※令和5年度については実績見込みです。

【サービスの見込み量】

（単位：1年あたり）

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人	0	0	0	0	0	1

※令和5年度については実績見込みです。

■ サービス見込み量確保のための方策及び今後の方向性

- 実績が無いサービスについても、必要なニーズを把握し、必要に応じて利用できるサービスの提供体制を整えます。
- 障がいのある子どもの療育的支援についてはニーズが高いことから、児童発達支援や放課後等デイサービス等については、圏域において積極的にサービスが利用できる取り組みを進めます。また、身近な地域で安定的な支援が受けられるよう事業所の確保に努めてまいります。
- 18歳到達時に適切かつ円滑に障がい福祉サービスへ移行できるよう、サービスの提供体制の充実に努めます。





第7章 推進体制

1 町民・事業者・地域等との協働の推進

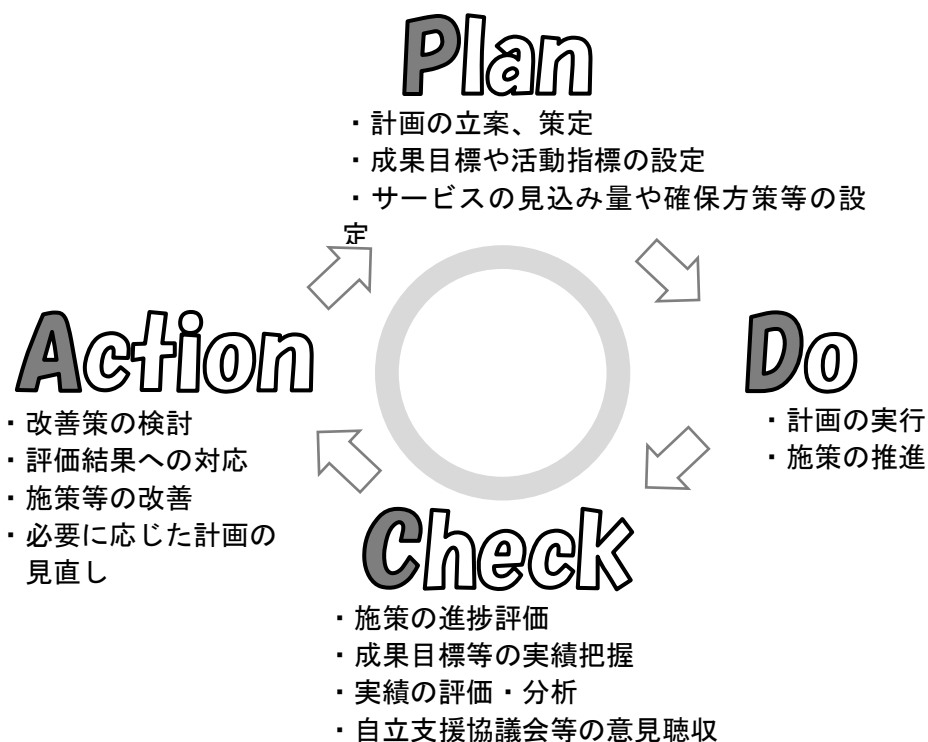
障がいに関する各種団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

2 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域でささえていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図っていきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

前期計画に引き続き、計画の実行性を高め、より効果的な施策を推進していくため、PDCA（計画-実行-評価-改善）サイクルに基づき少なくとも年に1回、計画の進捗評価を行っていきます。



資料編

1 策定経過

年月日	内容
令和5年9月5日	第1回 南越前町障害者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の概要について ・福祉に関するアンケートについて ・南越前町の概況について
令和5年10月4日～ 令和5年10月17日	アンケート調査の実施 「南越前町第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定を目的とし、障害者手帳所持者に対しアンケート調査を実施
令和6年2月6日	第2回 南越前町障害者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関するアンケート調査結果報告書について ・計画素案の検討について
令和6年2月21日	第3回 南越前町障害者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画最終案の承認
令和6年3月1日	「南越前町 第4次障がい者計画および第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）」の町長提言





2 南越前町障害者計画等策定委員会設置要綱

令和 5 年 8 月 10 日

南越前町告示第 46 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「計画等」という。)の策定に当たり、障がいのある町民が住み慣れた身近な地域で安心して自立した暮らしができる障害福祉の推進を目的として、南越前町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討し町長に提言するものとする。

- (1) 計画等の策定に関すること。
- (2) その他総合的な障害福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 行政機関職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に定める提言のあった日をもって終了する。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、第1回委員会の招集は、町長が行う。

3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の協議事項について必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。





3 南越前町障害者計画等策定委員名簿

職名	氏名	備考
委員長	山下 和明	南越前町障害者相談員（今庄地区）
副委員長	今村 ゆみ子	南越前町民生委員児童委員協議会 会長
委員	小林 寿夫	南越前町ひまわり会 会長
	澤崎 幸成	南越前町障害者相談員（南条地区）
	壁下 美里	南越前町障害者相談員（河野地区）
	木下 恵美子	福井県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部長
	細川 泰司	南越前町社会福祉協議会 事務局長
	青木 輝美	NPO法人 はす工房花里音 所長
	山本 瞳	ケアホーム夢 サービス提供責任者

敬称略・順不同

南越前町
第4次障がい者計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行：南越前町 保健福祉課

発行年月：令和6年3月

住所：〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1

Tel：(0778)47-8007 Fax：(0778)47-3605

